

第2回公営企業会計決算特別委員会会議記録

日 時 平成30年9月18日(火曜日)

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 2時27分 散会

付託事件

水道事業会計及び下水道事業会計決算に関する事項

1 本日の会議に付した事件

- (1) 認定第2号 平成29年度水戸市水道事業会計決算認定について
- (2) 認定第3号 平成29年度水戸市下水道事業会計決算認定について

2 出席委員(11名)

委員長	大津亮一君	副委員長	綿引健君
委員	中庭次男君	委員	高倉富士男君
委員	黒木勇君	委員	村田進洋君
委員	渡辺政明君	委員	内藤丈男君
委員	高橋丈夫君	委員	袴塚孝雄君
委員	松本勝久君		

3 欠席委員(1名)

委員 栗原文隆君

4 委員外議員出席者(1名)

議員 福島辰三君

5 説明のため出席した者の職, 氏名

下水道部長	白田敏範君	下水道部副部長	弓野憲一君
下水道管理課長	鬼澤英一君	下水道整備課長	松葉光隆君
下水道施設管理事務所長	渡邊裕寿君		
水道事業者 管理 者	檜山隆雄君	水道部長	伊藤俊夫君
水道部参事兼 経 理 課 長	青木貴君	水道総務課長	梶山哲君
料 金 課 長	島孝夫君	水道整備課長	杉山健一君
給 水 課 長	梶山学君	浄水管理事務所 所 長	川原井正浩君

6 事務局職員出席者

法制調査係長 富 岡 淳 君 書 記 武 田 侑 未 子 君
書 記 嘉 成 将 大 君

午前10時 2分 開議

○大津委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第2回公営企業会計決算特別委員会を開会します。

議事に先立ちまして、栗原委員が所用のため欠席との連絡がありましたので、御報告します。

この際、御報告します。本日、一般傍聴人3名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

〔傍聴者入室〕

○大津委員長 この際、お諮りいたします。当委員会における着席の位置につきましては、現在御着席のとおりとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表（2）のとおり、認定第2号及び認定第3号であります。

日程について

○大津委員長 それでは、審査の進め方等について、お諮りします。委員会の審査日程は3日間となっております。前回の委員会において、正副委員長に御一任いただきました現地視察については実施しないこととし、本日は初めに執行部から、委員の皆様から請求のありました資料について説明を受けた後、本日と明日の2日間で3名の委員からの通告に基づく質疑を行い、20日に総括的な御意見を伺った後、採決を行ってまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

中庭委員。

○中庭委員 私は委員長にぜひ現地視察をしてほしいということで、お願いをいたしました。委員長、副委員長に一任をしたわけですけれども、今の話では、残念ながら現地視察をしないということでありました。私はなぜしないのかと、やはり若宮の下水処理場だとか、楮川浄水場だとか、開江浄水場だとか、いろんなところを現地視察して、よく見ると。そして、何が今問題点になっているのかというのを明らかにすることが、私は大事じゃないかなと思って委員長に提案したんですけれども、残念ながら、そういうことにはならなかったということで、これまでもずっと現地視察をやってきたんですね。なぜできなかったのか、お答えいただきたいんですけれど。

○大津委員長 先ほどもお話ししましたとおり、前回の委員会におきまして、正副委員長に御一任いただくということで全会一致で決まりましたので、御意見等はいただきながらも、そのような形で進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております認定第2号及び認定第3号を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

決算審査にかかる請求資料の説明

○**大津委員長** それでは、初めに、委員の皆様からございました、決算審査に係る請求資料について、執行部より順次説明願います。

○**梶山給水課長** それではまず、水道事業会計のほうから御説明申し上げます。

お手元の平成29年度水道事業会計決算請求資料をごらんください。

1ページをお開きください。

高倉委員よりありました請求資料でございます。水道部にて漏水修理しました件数と決算額でございます。平成29年度の給水管の修理件数は790件でございます。うち鉛製給水管の修理件数は698件となっております。

ページを返していただきまして、2ページをごらんください。

高倉委員よりありました請求資料でございます。過去5年間の有収率の比較表になります。平成29年度は88.02%です。

詳細はお目通しください。

○**杉山水道整備課長** 続きまして、3ページをお開き願います。

法定耐用年数40年を超える水道管の更新及び残存延長につきましては、高倉委員の請求資料でございます。

平成25年度から平成29年度までの過去5年間における水道管の撤去延長と残存延長を、年度ごとに記載したものでございます。平成29年度の撤去延長は、铸铁管、石綿管を合わせまして9,695メートルでございます。また、平成29年度末の残存延長は、15万2,807メートルでございます。

詳細については、お目通しをお願いいたします。

○**梶山給水課長** 次に、4ページをごらんください。

高倉委員、中庭委員よりありました請求資料でございます。鉛製給水管の布設がえ状況の年度別比較表でございます。

平成29年度は2,590件、延長にしまして8.2キロメートルを解消いたしました。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○**島料金課長** 続きまして、5ページ、水道料金滞納整理委託状況の年度別比較表につきましては、高倉委員の請求資料でございます。

平成29年度の現年度及び過年度の合計調定件数は、88万6,061件で、調定額は54億2,744万4,965円で、収入件数は83万7,376件、収入額は51億9,152万920円、未収金につきましては、未收件数4万8,685件、未収額は2億3,592万4,045円でございます。50万円以上の滞納者につきましては20件、1,920万877円でございます。収納率につきましては、現年度、過年度の合計収納率95.65%となり、前年度と比較しますと0.12%向上してございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、ページを返していただきまして、6ページ、口座振替及びクレジット収納の件数、金額につきまし

ては、高倉委員の請求資料でございます。

平成29年度の現年度収納率96.59%、過年度収納率74.73%、合計収納率は95.65%でございます。口座振替による納付件数は53万4,904件、納付金額36億2,311万4,144円、クレジットカードによる納付件数は6万9,228件、納付金額3億4,673万6,511円でございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○青木水道部参事兼経理課長 次に、7ページの未利用財産（土地・建物）の状況につきましては、高倉委員の請求資料でございます。

平成30年3月31日現在の状況でございます。全部で11件、総面積は4万6,618平方メートルでございます。場所につきましては、恐れ入りますが、次の8ページの地図の番号と一致しておりますので、あわせて御参照願います。主なものを御説明いたしますと、1番の芦山浄水場では、映画等の撮影場所として利用しております。2番の枝内浄水場では、浄水池の上部5,400平方メートルを太陽光発電設備用地として、民間へ貸し付けておまして、残存施設では建物が使用可能なものは、文書等の保管用倉庫として使用しております。5番の枝番2の笠原導水管路は、平成29年度から地元町内会に貸し付けを行っております。また、9番の常澄2号井取水場は、土地を調査したところ、道路の部分があることが判明し、市に貸し付けを行っております。

続きまして、9ページの未利用財産の維持管理費につきましても、高倉委員の請求資料でございます。

11件の未利用財産における除草、警備等にかかる費用について、平成29年度の状況を記載したものでございます。平成29年度の維持管理費は655万765円でございます。

○川原井浄水管理事務所長 続きまして、10ページをお開きください。

黒木委員から請求がございました、放射性物質を含む水質検査結果と基準値についてでございます。

平成23年3月20日から平成30年3月1日までの水道水の放射性物質濃度検査結果の資料でございます。左側から採取日、曜日、放射性ヨウ素、放射性セシウムの濃度を記載しております。なお、放射性セシウムは平成23年4月14日より、放射性ヨウ素は平成23年5月9日より不検出になっております。平成23年5月9日から平成30年3月1日の期間は不検出であったため、省略させていただきました。

以下については御参照ください。

○杉山水道整備課長 続きまして、資料11ページから13ページの緊急時や災害時における給水拠点、給水基地、耐震型貯水槽の対応能力と応急体制につきましては、黒木委員の請求資料でございます。

資料11ページをお開き願います。

資料には、配水タンクと耐震型貯水槽の位置と、資料右上の表には施設名、容量、給水拠点の区分、給水基地の区分を記載してございます。給水基地とは、給水車等に水を補給する施設のことで、市内6カ所の配水タンクでございます。給水拠点とは、市民の皆様へ水を配る拠点のことで、市内6カ所に設置されている耐震型貯水槽を位置づけしております。

次に、対応能力でございますが、施設容量は資料の表のとおり、給水基地と給水拠点を合わせまして、6万5,200立方メートルでございます。

続きまして、12、13ページをお開き願います。

12ページの資料につきましては、応急給水活動を行う応急仮設給水所として、32カ所の市民センターと、妻里・鯉淵小学校を合わせました計34カ所を記載したものでございます。詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、13ページにつきましては、災害時における市民協働による応急給水体制といたしまして、応急給水活動の流れを記載したものでございます。市内34カ所の市民センター等に、折り畳み式給水タンク1トンを設置し、各給水基地から水戸市管工事業協同組合との連携により、車載給水タンクで飲料水を運搬し、市民センター等に設置してある給水タンクに注水を行い、注水後、水道部OBと地域の皆様との協働により給水活動を行うという応急給水体制を構築しております。

続きまして、資料14ページから16ページの災害復旧体制につきましては、黒木委員の請求資料でございます。

資料14、15ページをお開き願います。

この資料につきましては、災害時における水道給水対策本部の組織図を記載したものでございます。

災害などが発生した場合、水道部では水道事業管理者を対策本部長とした災害（事故）対策本部を部内に設け、指揮命令系統を明確にし、早急に被害状況を把握の上、応急給水を実施するとともに、被災箇所の復旧に迅速に対応する体制づくりをしております。

資料15ページにつきましては、資料14ページ、組織図表下段の水戸市水道部協定団体といたしまして、水道部と災害時の応援協定を締結している協定団体を、協定名、締結年月日、協定の概要を事業体別に記載したものでございます。

詳細については、お目通しをお願いいたします。

続きまして、資料16ページをお開き願います。

この資料につきましては、災害時における日本水道協会茨城県支部災害相互応援活動の流れを記載したものでございます。

地震などの災害により、被害を受けた水道施設の復旧体制につきましては、表中段に記載されています第1段階、ブロックレベルから、下段に記載されています第4段階、全国レベルまで、段階的に応援活動が実施される体制が確立されております。

詳細については、お目通しをお願いいたします。

○川原井浄水管理事務所長 続きまして、17ページから21ページにかけまして、お開きください。

黒木委員請求の不用額調書について、御説明いたします。

平成29年度の予算に対しまして、水道部で実施いたしました事業との差額について、節の不用額が50万円を超えるものにつきまして、各課別にまとめたものでございます。

詳細につきましては、お目通しを願います。

○杉山水道整備課長 続きまして、資料22ページをお開き願います。

配水管の耐震化の状況につきましては、黒木委員の請求資料でございます。

上段の表は、基幹管路の耐震化の実施状況といたしまして、平成28年度末と平成29年度末における耐震適合性のある管と基幹管路総延長、耐震適合率を記載したものでございます。基幹管路の耐震化状況につ

いてですが、平成29年度末において、基幹管路総延長14万6,715メートルのうち、耐震適合性のある管延長は6万6,858メートル、耐震適合率は45.6%でございます。

次に、下段の表、口径500ミリメートル以上管路の耐震化状況につきましては、平成28年度末と平成29年度末における耐震適合性のある管と口径500ミリメートル以上管路総延長、耐震適合率を記載したものでございます。管路の耐震化状況についてですが、平成29年度末において、管路総延長5万2,542メートルのうち、耐震適合性のある管延長は4万4,602メートル、耐震適合率は84.9%でございます。その下にいきまして、耐震適合性のある管とは、耐震管と口径500ミリメートル以上のK形継ぎ手でよい地盤に布設されている耐震性を有する配水管のことでございます。また、基幹管路とは、導水管、送水管及び口径300ミリメートル以上の配水管のことでございます。

詳細については、お目通しをお願いいたします。

○川原井浄水管理事務所長 次に、23ページから26ページをお開きください。

施設管理等委託業務詳細につきましては、黒木委員の請求資料でございます。

平成29年度に、水道事業において実施いたしました各種委託業務のうち、契約金額が50万円を超える委託業務について、節目ごとにまとめたものでございます。なお、複数年にわたる長期契約につきましては、総額を括弧書きにて記載しております。

詳細につきましては、お目通しを願います。

続きまして、27ページをお開きください。

中庭委員から請求がございました、施設能力及び実配水量について、御説明いたします。

施設能力及び実配水量について、上段に開江浄水場及び楮川浄水場の現況施設能力、総配水量及び1日最大配水量、中段に県受水量、下段に配水量の合計を記載しております。

詳細については、お目通しを願います。

続きまして、28ページ、29ページをお開きください。

中庭委員から資料請求がございました、茨城県中央広域水道用水供給事業からの受水について、常澄・内原地区別に記載したものでございます。平成10年度から平成29年度までの年度別と、下段に平成29年度の月別の受水量、料金、受水費を記載しております。詳細につきましては、お目通しを願います。

続きまして、30ページ、31ページをお開きください。

中庭委員から請求がございました、内原浄水場及び常澄浄水場の配水量について、御説明いたします。

平成9年度から平成29年度までの送水、地下水、県水受水、合計について記載しております。

詳細につきましては、お目通しを願います。

続きまして、32ページから34ページをお開きください。

中庭委員から資料請求がございました、内原・常澄配水池及び楮川第2配水池の系統図でございます。

32ページの内原配水池は、有効容量3,000立方メートルであり、開江浄水場で生産された水道水と県水を受水し、配水池よりも標高が高い地区へは、送水ポンプにより配水、低い地区への配水は、配水池の水位を利用した自然圧による配水を行っております。県企業局からの送水管は、内原配水池内に直接流入するよう施工されており、県水受水の流量計や仕切弁などが内原配水池内に設置されております。

続きまして、33ページをお開きください。

常澄浄水場は配水池有効容量2,500立方メートルでございます。開江浄水場で生産された水道水と県水を受水し、隣接するポンプ井に設置された配水ポンプにより、配水を行っております。県企業局からの配水管は常澄浄水場内の接合井に流入するよう施工されており、県水受水の流量計や仕切弁などが常澄浄水場内に設置されております。

続きまして、34ページをお開きください。

楮川第2配水池は、有効容量が1万2,000立方メートルでございます。第2配水池の運用方法につきましては、第1配水池の流出管と第2配水池の流出管を結び、双方の配水池間の管路を送配水管として利用し、楮川浄水場で生産された水道水を貯留、市内に配水しております。配水池の運転管理につきましては、双方の配水池にそれぞれ水位計と流量計を設けてあり、楮川浄水場の監視室にて常時監視を行い、配水池の水位に応じて送水ポンプの運転を行っております。県企業局の県水送水管は、第2配水池に送水されるよう計画され、県水受水の流量計や仕切弁などが第2配水池付近に設置されておりますが、当初より県水を受水していないため、県水の送水管が停止している状態でございます。

説明は以上です。

○青木水道部参事兼経理課長 次に、35ページから36ページの平成29年度消費税及び地方消費税の納付額につきましては、中庭委員の請求資料でございます。

消費税及び地方消費税の納税額は、課税期間の課税売上に係る消費税及び地方消費税から、課税仕入れ等に係る消費税及び地方消費税を差し引いて計算しております。平成29年度の消費税及び地方消費税の納付額は、記載の①から⑤までの金額を算式により計算しまして、端数処理をして1億3,058万7,100円となります。なお、平成29年度は、補助金等に係る特定収入割合が5%を超えたため、特定収入に係る税額につきましては、4,525万5,493円となっております。

○島料金課長 続きまして、37ページ、給水件数の内訳につきましては、中庭委員の請求資料でございます。

平成29年度末における給水件数は、13万5,104件であり、内訳は一般用でございます。一般用13万5,104件のうち、一般家庭の件数は12万6,886件、このうち基本水量内の件数は4万5,542件であり、給水件数全体の基本水量件数の割合は33.7%でございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○青木水道部参事兼経理課長 次に、ページを返していただきまして、38ページの過去5年間の当年度未処分利益剰余金等の推移は、中庭委員の請求資料でございます。

平成25年度から平成29年度までの前年度繰越利益剰余金、当年度純利益、当年度未処分利益剰余金の推移となっております。

平成29年度で御説明申し上げます。平成29年度につきましては、平成28年度決算の当年度未処分利益剰余金のうち、4億5,560万2,003円を減債積立金へ積み立てをし、2億1,000万円を建設改良積立金へ積み立てましたので、平成28年度からの繰越利益剰余金であります前年度繰越利益剰余金はゼロ円となります。平成29年度の当年度純利益5億1,613万9,419円が、当年度未処分利益剰余金で

ございます。

平成29年度以外の各年度につきましては記載のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

○杉山水道整備課長 続きまして、39ページをお開き願います。

石綿管の布設がえの状況についてにつきましては、中庭委員の請求資料でございます。

平成25年度から平成29年度までの過去5年間における水戸地区、内原地区の石綿管の撤去延長と残存延長を年度ごとに記載したものでございます。平成29年度の水戸地区、内原地区を合わせました撤去延長計といたしまして、6,247メートルでございます。また、平成29年度末の残存延長は、4,780メートルでございます。

詳細については、お目通しをお願いいたします。

○島料金課長 続きまして、40ページ、給水停止件数と停止基準についてにつきましては、中庭委員の請求資料でございます。

平成29年度の給水停止予告書数は1万7,413件であり、このうち給水停止執行件数は2,342件、3月31日における給水停止中の件数は198件でございます。給水停止の基準につきましては、水道料金を2期分滞納し、給水停止予告書において指定した納入期限を経過しても納入がない場合に、水戸市水道事業給水条例に基づき、給水停止を行っております。詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○梶山水道総務課長 続きまして、41ページの企業債につきまして、平成29年度末利率別の未償還残高及び支払利息額につきましては、中庭委員の請求資料でございます。

決算書54ページ以降に記載しております各企業債につきまして、利率別に未償還残高等をまとめたものでございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いします。

続きまして、ページを返していただきまして、42ページの職員に関する事項につきましては、中庭委員の請求資料でございます。

過去5年間の職員定数、年度末職員数、年齢構成の状況及び嘱託員・臨時職員数の推移でございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○川原井浄水管理事務所長 続きまして、43ページをお開きください。

中庭委員から資料請求がございました、汚泥の放射性物質の検査結果及び汚泥の再利用の状況について、御説明いたします。

上段に汚泥の放射性物質の検査結果、下段に汚泥の再利用の状況となっております。上段の汚泥の放射性物質の検査結果でございますが、平成29年度は、平成29年5月9日に採取した結果を記載しております。採取日、項目、開江、楮川各浄水場の検査結果、採取箇所及び分析機関となっております。

次に、下段の汚泥の再利用の状況についてでございますが、環境省では再利用可能な放射性セシウム濃度は8,000ベクレル・パー・キログラムまでとなっております。各浄水場で検出された放射性セシウム濃度は、再利用の基準値内であることから、セメントの原料として利用しております。平成29年度は1,881.11トンを日立セメント株式会社で再利用しております。

詳細につきましては、お目通しを願います。

続きまして、44ページをお開きください。

中庭委員から請求がございました、原発事故災害補償金について、御説明いたします。

平成24年度から平成29年度までの年度別、概要、請求額、収入額及び未収額でございます。

詳細については、お目通しを願います。

○梶山給水課長 続きまして、45、46、47ページに記載されています漏水調査の予算決算、実施状況でございます。

中庭委員より請求がありました資料でございます。

漏水調査の予算・決算、実施状況でございます。給水管漏水調査業務委託につきましては、市内を46カ所に工区割りし、8年周期にて調査しております。緊急漏水調査・宅内漏水調査業務委託におきましては、1年間を通した単価契約にて執行しております。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○梶山水道総務課長 資料48ページをお開き願います。

48ページの茨城県主催の広域連携の市町村勉強会及びブロック別意見交換会等につきましては、中庭委員の請求資料でございます。

平成29年度において、茨城県が開催した勉強会等の日程、内容及び参加市町村等でございます。

請求のございました資料の説明につきましては、以上でございます。

○鬼澤下水道管理課長 続きまして、平成29年度下水道事業会計決算請求資料について、御説明申し上げます。

下水道部提出の、お手元の請求資料の1ページをお開き願います。

1、下水道普及率・水洗化率・整備率の過去5年間の推移につきましては、高倉委員、中庭委員からの請求資料でございます。

一番右の列の平成29年度につきましては、住民基本台帳人口に対する処理区域内人口の割合を示す普及率が78.4%、処理区域内人口に対して下水道に接続済みである水洗化人口の割合を示す水洗化率が86.6%、認可区域面積に対する整備済みの面積を示す整備率が86.0%となっております。

ページを返していただきまして、2ページをごらんください。

2、下水道使用料の過去5年間の推移につきましては、高倉委員、中庭委員からの請求資料でございます。

一番右の列の平成29年度につきましては、調定額の現年度分と過年度分の合計が約40億円、収入済額の現年度分、過年度分の合計が約35億3,000万円で、収納率が88.2%でございます。

中ほどの3、下水道事業受益者負担金の収納及び不納欠損についての過去5年間の推移につきましても、高倉委員、中庭委員からの請求資料でございます。

一番右の列の平成29年度につきましては、調定額の現年度分、過年度分の合計が約1億4,400万円、収入済額の合計額が約1億2,000万円で、収納率が83.0%。不納欠損額は約476万円となっております。

一番下の4、下水道事業受益者負担金の滞納処分の状況と差押の内訳の過去5年間の推移につきましては、中庭委員からの請求資料でございます。

下水道事業受益者負担金における平成29年度の滞納処分の状況につきましては、表の一番右側にございますとおり、差し押さえ20件、交付要求4件、滞納処分の執行停止は1件でございます。

3ページをごらんください。

5、一般会計繰入金の過去5年間の推移につきましては、高倉委員、中庭委員からの請求資料でございます。

表の一番右側の平成29年度につきましては、52億2,400万円余りを一般会計から繰り入れております。

6、未利用財産詳細につきましては、黒木委員からの請求資料でございます。

未利用財産に該当する、現在利用していない3つの処理施設について、記載したものでございます。

ページを返していただきまして、4ページ、5ページをごらん願います。

7、下水道事業費不用額についてにつきましては、黒木委員からの請求資料でございます。

収益的支出の下水道事業費において、節別の不用額が50万円以上のものについて、その金額と事由を一覧にしたものでございます。

ページを返していただきまして、6ページをごらん願います。

8、特別損失詳細につきましては、黒木委員からの請求資料でございます。

収益的支出の下水道事業費における特別損失7,044万5,702円について、その内訳を記載したものでございます。

9、水戸市浄化センターにおける消化ガス発電効果につきましては、黒木委員からの請求資料でございます。

消化ガス発電設備が稼働を始めた平成26年度からの発電電力量を示しており、平成29年度は176万9,223キロワットアワーの電力量を発電いたしました。

7ページをごらんください。

10、下水道建設事業費の過去5年間の推移につきましては、中庭委員からの請求資料でございます。

表の右下に記載のとおり、平成29年度の建設事業費は、現年度分、繰越分を合わせまして約42億円であり、うち現年度分は約37億7,000万円、繰越分は約4億3,000万円でございます。

ページを返していただきまして、8ページをごらん願います。

11、水戸市浄化センター・那珂久慈浄化センターの処理能力及び過去5年間の処理水量の推移、那珂久慈流域下水道維持管理負担金の単価及び支出状況につきましては、中庭委員からの請求資料でございます。

処理能力は記載のとおり、水戸市浄化センターが日平均で6万2,800立方メートル、那珂久慈浄化センターが10万3,950立方メートルでございます。平成29年度の1日当たりの処理水量は2番目の表の一番右側にありますとおり、水戸市浄化センターが5万2,473立方メートル、那珂久慈浄化センターの水戸市分の処理水量が2万2,811立方メートルとなっております。その下の負担金支出状況におきましては、表の一番右側、平成29年度的那珂久慈流域下水道維持管理負担金の税込みの支出額が、4億9,730万円でございます。当該負担金の単価は、1立方メートル当たり税抜き56.7円でございます。

12、水戸市浄化センターにおける汚泥の放射能検査実績と処理状況につきましては、中庭委員からの請

求資料でございます。

水戸市浄化センターから出る汚泥について、平成29年度は4回検査を行い、いずれも放射性セシウムは不検出でございました。また、汚泥は那珂久慈浄化センターで焼却処分してございます。

9ページをごらんください。

13、企業債について利率別の未償還残高総額及び利息支払額につきましては、中庭委員からの請求資料でございます。

利率の高いものとしたしましては、下から2行目の利率5～6%のものが3件、その上の行の利率4～5%のものが8件ございます。表の一番下の行にありますとおり、平成29年度の元金償還額は約54億7,800万円、利息支払額は約16億4,000万円であり、平成29年度末の企業債残高は約824億1,700万円でございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

請求資料の説明は以上でございます。

○**大津委員長** 以上で、請求資料の説明は終わりました。

通告に基づく質疑

○**大津委員長** それでは、これより認定第2号及び認定第3号につきまして、通告に基づき一括して質疑を行います。

松本委員。

○**松本委員** 今回の平成29年度の決算については、3人の委員の方から通告が出ております。ですから、お互いにダブる部分もあろうかと思っています。これは、通告順というものがあるわけでありますから、先の方が質問した重複する部分については、これは省いていただきたい。同じ質問になっちゃうと思います。

それから、水道は平成10年度からのデータが出てるんだけど、これは平成29年度の決算ですから、これまで毎年決算をやって、認定されてるものです。と、私は思っています。ですから、平成29年度だけについての質問に答えていただければというふうにも思っております。

そういうふうに、委員長のほうも仕切りをしていただければというふうにも思っています。お願いします。

○**大津委員長** はい、わかりました。

中庭委員。

○**中庭委員** 今、松本委員から関連する質問は避けてほしいということなんですが、観点が違う場合がありますよね。

[発言する者あり]

○**中庭委員** ええ。ですから、それぞれ観点も違うし、それから質問の内容も当然違ってくるので、同じようなものだからだめだということは、ちょっとこれはまずいのではないかと。そうすると、例えば高倉委員が質問したことについては質問できないとなったら、私も幾つか質問できなくなっちゃうということになりますよね。ですから、私はそういう点では、関連質疑もありますので、関連質疑の中で質問していきたいというふうには思いますけれども、ただ、それを同じ項目だからだめだということは、ちょっと私は言え

ないんじゃないかと思えます。

以上です。

○大津委員長 それでは、松本委員、中庭委員の御意見等も含めながら、通告に基づく質疑は、お手元に配付してあります公営企業会計決算特別委員会発言通告一覧のとおり、通告順に、高倉委員、黒木委員、中庭委員の順に、各委員ごとに行ってまいりたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

また、質疑時間につきましては、さきの委員会において、通告者1人当たりの持ち時間をおおむね1時間とし、通告者の質疑の後に行います関連質疑の取り扱いにつきましては、全ての通告を通しまして、各委員1人当たりの持ち時間をおおむね10分とすることで決定したところでございますので、よろしく願いをいたします。

なお、関連質疑につきましては、各委員の通告に基づく質疑終了後に行いますので、御承知おきます。

また、委員の皆様には、円滑な委員会運営のため、重複する質疑は極力避けていただき、質疑が決算書等に基づくものであれば、その記載箇所をお示しいただきながら、簡潔に質疑を行っていただくとともに、平成29年度の決算に関係のない要望等の議論につきましては、避けていただきますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、高倉委員から発言を願います。高倉委員。

○高倉委員 私のほうからは水道が3件、また下水道が3件ということで通告をさせていただきました。通告に従いまして、順次質問をさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

まず、平成29年度の水道事業会計決算についてでございますけれども、水道部のほうでは、水戸市水道事業基本計画（第3次）という方針を立ててですね、安全、強靱、持続という観点で、いろんな事業を進められていると思えます。特に、安全でおいしい水の供給と、また強靱な水道施設の整備、それと、健全な事業経営の推進という、この3本柱ですね。この非常に大事な部分について取り組まれていると思うんですが、今回の決算については、特にこの持続可能で、健全な事業経営ということについて、特に業務の効率化とかの観点で、何点か質問をさせていただきたいというふうに思えます。

まず、有収率向上の取り組みについてということでございまして、いただいた決算参考資料の1ページを見ますと、有収率が出ております。平成29年度では88.02%ということで、前年度、28年度が88.11%ですので、若干減という形になっておりますが、また今回の請求した資料でも、ここ5年間の中では、ある程度の水量は維持しているんですが、ちょっと足踏みしているような状況もあるのかなと思うんですが、まず、この有収率について、前年度に比べて若干ですがマイナスになった要因、また結果について、水道部としてどのような評価をされているのかということについて、お聞かせいただきたいと思えます。

○大津委員長 梶山給水課長。

○梶山給水課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えします。

有収率、平成29年度は88.02%ということで、平成28年度の88.11%よりは若干低くなりました。これは、有収水量といたしましては、年間の水量のうちどの程度の水量が収益になったかということなんですが、平成28年度と平成29年度が、ほぼ横ばいとなっております。その割には有収率が下がったということですが、無効水量がそもそも漏水という形で捉えておりまして、無効水量は約0.09%の増と

なっております。これは、有効に使われなかった水量でございますが、こちら……

〔「何で横ばいなのかって聞いてるんだから。それだけ答えたらよかつ
ぺ」と呼ぶ者あり〕

○梶山給水課長 申しわけありません。

うちの事業水量と、漏水したときに減免する水量がございまして、その水量が約0.21%の増となっております。それによって横ばいになっているかなと思っています。

○大津委員長 高倉委員。

○高倉委員 配水量に対して有効水量というのがありますね、当然ね。今言った、収入を得られる家庭に届いた水量と。それプラス事業用とかで、収入はないけれども使っている水量。これも合わせて有効水量ということですよ。そうすると、それ以外の部分が無効になっている。すなわち、いろいろな要因があると思います。漏水であるとか、ロスになっているとか、そういうのがあると思うんですが、今回その無効水量が若干ふえているということですね、0.09%ぐらいね。そうすると、その無効水量の原因は何だったんですかというのを、今聞いてるんです。

○大津委員長 梶山課長。

○梶山給水課長 申しわけございません。

漏水したときに、調定の減水量がございまして、そちらがふえていることが要因かなと考えております。

○大津委員長 高倉委員。

○高倉委員 はい、わかりました。

そうすると、今漏水とそれに伴う調定ということですが、実際その無効水量であった中で、漏水によるものというのはどの程度の量があったんですか。水量的には。

○大津委員長 梶山課長。

○梶山給水課長 3,011トンです。

○大津委員長 高倉委員。

○高倉委員 3,011トンということですね。配水量全体でどのくらいのパーセントか、ちょっとわからないんですが、いわゆる配水量に対してのロスがあったということですが、この無効水量というのを減らしていくということで、結局、有収率をふやしていくということが、経営上の改善につながっていくというふうには思うんですが、それについて、今回請求資料で主な原因が漏水であろうというふうに思います。それで、漏水の件数、請求資料の1ページですね。この中で、先ほど御説明いただきましたけれども、平成29年度は843件あったということなんですが、平成29年度における漏水発生の状況、また漏水に至った主な要因ですね、そういったことについてお伺いしたいのと、水戸市として、先ほどブロックごとの漏水調査を8年ごとに区域を分けて行っているということでありましたけれども、そういったものの状況、また把握した場合にどういうふうな対応をされているのか、その取り組みについて聞かせてください。

○大津委員長 梶山課長。

○梶山給水課長 まず、漏水量に関してなんですが、平成29年度の1月末から2月にかけて、凍結という状況が起きまして、それに伴って漏水量がかなりふえたのではないかと考えております。それと、漏水調査

に関しましては、漏水調査の報告が上がってきた時点で、うちのほうの職員が確認に行きまして、大至急修理という形で処理をさせてもらっているような状況でございます。

○大津委員長 高倉委員。

○高倉委員 特に冬期の凍結とか、そういった状況があったということが大きな要因だと。また、対応としては、職員のほうでは早期の対応を心がけているということによろしいわけですね。はい、わかりました。

いずれにしても、それでも若干ふえているという点がありますので。それで、漏水については凍結とかそういう状態があったということなんですが、ほかにも、例えば老朽管の問題なんかもあると思います。法定耐用年数を超えている老朽管、これも市の水道部では、しっかり更新していくという方針だと思うんですが、今回いただいた資料の3ページですね、この中で、法定耐用年数40年を超える水道管の更新及び残存延長ということで、お示しいただきました。平成29年度については、鋳鉄管については3,448メートルということで、平成28年度に比べると更新状況が若干少なくなっているのかなというふうに思います。また、石綿管については、6,247メートルということで、大幅に更新されているのかなというふうに私は捉えているんですが、特にこの老朽管、石綿管も含めてですね、やはり耐震性の弱い部分もありますので、こういうところをしっかりと計画的に更新していくというのが、漏水とかそういうものを未然に防いでいくということにもつながるんだろうと思います。特にこの鋳鉄管について、平成29年度がこの結果になったということは、何か原因とか、計画しこうなんだということなのか、教えてください。

○大津委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

平成29年度の鋳鉄管が、前年度よりも撤去延長が減っている理由につきましては、他事業関連工事の影響による工事の取りやめと、あとは更新口径が大きいものがありまして、その部分で予算を使っているということで、延長のほうは減となっております。

以上でございます。

○大津委員長 高倉委員。

○高倉委員 そうしますと、これはあくまで計画しこうなんだということで、多少の工事の影響はあるけれども、しっかりと計画どおりやっているという認識でよろしいわけですか。

○大津委員長 杉山課長。

○杉山水道整備課長 今の高倉委員の御質問にお答えします。

計画といたしましては、予算の執行率といたしましては、予算額5億5,904万円に対しまして、5億6,290万円ということで、執行率が101%となっております。

以上でございます。

○大津委員長 高倉委員。

○高倉委員 はい。わかりました。

しっかりと計画に基づいてやっているということが、今わかりました。いずれにしても、この更新については計画の中で、例えばこの鋳鉄管は、平成30年度までにゼロにしますよということになっていますね。また、石綿セメント管も平成35年度までにはゼロにしますよということですので、しっかりとその計画に基づい

た進行を、平成29年度もともにやったということによろしいでしょうか。

○大津委員長 杉山課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

まず、普通铸铁管に関しましては、平成29年度に全て解消しております。また、石綿管の更新につきましても、平成29年度の計画延長が713メートルに対しまして、実施延長が6,247メートルとなっております。執行率が87.6%となっております。進捗のほうはかなり進んでおります。

以上でございます。

○大津委員長 高倉委員。

○高倉委員 わかりました。

平成29年度はその更新についてしっかり取り組んでいただいたということで、了解をいたします。

それと、あわせて鉛製給水管布設がえ状況ということで、請求資料でいただきました。平成29年度には2,590件やったということで、解消が8.2キロメートルできましたよということで、残存件数についてはまだ4万1,592件残っていると思うんですが、これについての平成29年度の進捗についての評価はいかがでしょうか。

○大津委員長 梶山給水課長。

○梶山給水課長 計画まではちょっと及ばなかったんですが、給水管といいますと、給水管の所有者がおりまして、承諾を得ながらやっているような状況がございます。承諾をいただきながら解消していったり、あとは道路工事に合わせてうちのほうで乗り込ませてもらって、鉛製給水管の取りかえをやらせてもらっているような状況がございます。なかなかお客様との折衝及び各工事との打ち合わせ等、ちょっと時間がかかってしまったのかなと考えております。

○大津委員長 高倉委員。

○高倉委員 わかりました。

これは、個別のいろんな状況があると思うんですが、やはりしっかりと各戸に周知をして、しっかりとした更新が必要だなというふうに思います。

いずれにしても、有収率の向上ということで、これはやはり施設の更新ですとか、そういうのもしっかりと進めていただくといいということも、非常に大事な観点だと思いますので、この点はよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2番目の未収金の縮減と支払い等の利便性向上についてということですが、これもやはり経営の上では、収納率を上げていくということが非常に重要な視点だろうというふうに思います。水道部のほうでも、この点は認識されて取り組んでいるというふうに思います。平成29年度の営業収益収入状況ということで、いただいた参考資料の23ページ、これを見ますと、平成29年度末の時点での未収金ということで、特に水道料金について見ますと、2億3,592万4,045円となっております。平成28年度末が2億4,311万6,991円でありましたから、若干の改善が見られているというふうに思います。

しかしながら、平成28年度以前の使用料と、いわゆる過年度分の未収金というのは、まだ5,900万円余りとなっております。こういった長期化しているような未収金というのが見られております。また、

不納欠損も900万円余り出ておりますので、この未収金の縮減という部分については、収納率の向上にとって、非常に大事なところだと思いますので、以下の点について、質問をさせていただきたいと思うんですが、まず、水道料金未納の状況と滞納整理の状況ということで、平成29年度末における水道料金未納、滞納の状況について、聞かせてください。

○大津委員長 島料金課長。

○島料金課長 ただいまの高倉委員の御質問ですけれども、滞納整理の状況につきましては、滞納者に対する早期対応としまして、未納1回というのは催告書の送付や電話催告などを実施しております。また、戸別訪問などをしながら、滞納者の管理を行いながら、滞納を累積させないように努めてございます。未収金につきましては、前年度比719万2,946円減少しておりますけれども、まだこういった未収金がございますので、一層受託者と連携して滞納整理に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○大津委員長 高倉委員。

○高倉委員 特に今回請求した資料5ページに、水道料金滞納整理委託状況の年度別比較表ということでいただいたんですが、平成29年度については、50万円以上の滞納者が20件ありますよと。約1,920万円ほどございます。この特に高額な滞納者の状況というのは、どのような形なんですか。また、業態であるとか、そういうものについて教えていただきたいなと思います。

○大津委員長 島課長。

○島料金課長 ただいまの高倉委員の御質問ですけれども、50万円以上が20件、1,920万円という金額でございますけれども、前年度に比較しますと4件ふえているという状況ですが、この4件とも営業関係でございますして、3月末までの納付期限まで納付が間に合わず、4月になって納付はされているんですけれども、そういったところで4件ふえてはございます。

○大津委員長 高倉委員。

○高倉委員 わかりました。

しっかり納付の件で取り組んでいらっしゃるということですね。特に、やはりこの高額な滞納については、しっかり整理に取り組んでいただきたいと思います。これやはり、利用者の公平・公正性という面では、しっかりとこの滞納整理、特に高額な部分についても取り組んでいただきたいというふうに思います。

(2)についてですけれども、口座振替及びクレジット収納の状況についてということで、これは決算参考資料の21、22ページにございます。これは平成29年度・平成28年度給水収益調定区分比較表の中に、それぞれ納付の状況が載っております。一般納付が26.31%で、毎月納付というのも1.16%あると。口座振替については64.26%、またクレジットが8.27%ということで、こういう口座振替とかクレジットというものは、大分ふえてきたのかなと思います。利用者の支払いの利便性向上という面でも、また収納率の向上という面でも、こういった手続に移っていただく、そういうことが非常に大事なかなと思うんですが、この口座振替は、市の水道部のほうではキャンペーンをやって、毎年その促進につなげていると思うんですが、平成29年度については、そういった口座振替のキャンペーンはどのように行ってきたのか、またその効果はどうだったのかということについて、聞かせてください。

○大津委員長 島課長。

○島料金課長 ただいまの高倉委員の御質問ですけれども、収納率向上の取り組みとしまして、例年口座振替新規加入キャンペーンというのを実施してございます。昨年度につきましては、8月から11月の4カ月間におきましてキャンペーンを実施したところ、1,208件の新たな申し込みがあったところでございます。また、クレジットによる収納、こちら毎年若干ずつではありますけれども、伸びてございます。しかしながら、口座振替も、クレジット払いにつきましても、確実な納期内の納付というところが見込めていますので、そういったところで分析はしてございます。

○大津委員長 高倉委員。

○高倉委員 平成29年度もそのキャンペーンによって1,200件ぐらいふえたということでありますから、引き続きこういった取り組みをしっかりと進めていただきたいなというふうに思います。

それでは、3点目についてです。収納率向上の取り組みということですが、平成29年度の滞納整理について、まず水道部の評価をお聞きしたいのと、今後の収納率向上に向けた口座振替の促進ですとか、あとは滞納に至らない早期の対応とか、少額の時点での対応であるとか、また、延滞なく納入されている方についての何らかの割引制度とか、そういうメリットを設けるとか、そういうことも含めて、あらゆる方策で考えていく必要があると思うんですが、収納率向上に向けて、水道部として今後どのように進めていくのか、その考え方、取り組みの方向性などについて、お聞かせください。

○大津委員長 島課長。

○島料金課長 ただいまの高倉委員の御質問ですけれども、評価としましては、やはり収納率、こちらのほうを指標としまして、毎年向上しているというところでは評価してございます。また、さらに収納率を上げる取り組みとしましては、やはり先ほども申し上げましたような口座振替新規加入キャンペーンで納入通知書からの加入を促進しましたりとか、あとは先ほどお話がございました早期対応、こういった少額のうちに催告するなり訪問するなり、こういったところで折衝を行いながら、あとは給水停止なんかも厳格に執行しながら、こういった取り組みを行いながら収納率の向上及び未収金縮減に取り組んでいきたいと考えてございます。

○大津委員長 高倉委員。

○高倉委員 ぜひ、この収益の拡充という点も含めて、使ったものについてしっかり支払っていただくという観点では大切な取り組みだと思いますので、この収納率向上の取り組みを引き続きお願いしたいなというふうに思います。

続きまして、3点目です。

未利用財産の状況と活用方策についてということで、今回請求した資料でお示しをいただいております。請求資料の7ページです。未利用財産（土地・建物）の状況ということで、平成29年度末の時点で11件あるということですが、また9ページの未利用財産の維持管理費については、11件で年間約655万円が経費としてかかっているということでございます。

この未利用財産については、処分できるものはなるべく処分していく、また活用できるものは活用していくということが大事だと思うんですね。今回の決算の書類を見ますと、議案書⑦の4ページで、収入の決算ですけれども、第7項固定資産売却代金ということで、52万7,000円予算づけをしております、決

算として8万1,327円ということでございますけれども、この8万1,327円というのは、この未利用財産の部分ではないですか。ここを教えてください。

○**大津委員長** 青木水道部参事兼経理課長。

○**青木水道部参事兼経理課長** ただいまの高倉委員の御質問でございますけれども、8万幾らというのは車両の売却代金でございます。土地のほうではございません。

○**大津委員長** 高倉委員。

○**高倉委員** わかりました。

そうしますと、平成29年度については、特にこういった未利用財産、土地、建物についての売却とかに至るものはなかったということですよ。改めて聞くんですが、この11件のうち売却を水道部として考えている施設というのは、何施設ぐらいあるのか。

○**大津委員長** 青木参事。

○**青木水道部参事兼経理課長** ただいまの高倉委員の御質問でございますけれども、平成29年度で申しますと、7の1番の柳河水源地につきましては売却を試みましたが、売却できなかったということがございます。ほかに売却を予定しているところにつきましては、この中では6番の水戸東部工業団地は、売却の計画が今あります。

以上です。

○**大津委員長** 高倉委員。

○**高倉委員** わかりました。

2施設あると。平成29年度は、この柳河水源地をインターネットオークションにかけたけれども、売却には至らなかったということですね。いずれにしても、未利用財産でありますから、維持管理だけでも毎年600万円ぐらいかかるわけです。であれば、何らかの処分であるとか、また収入が見込めるような活用方策というのを考えていく必要が、どうしてもあるんだろうと思います。一部その駐車場とか、そういったもので貸し付けていると思うんですが、こういったものは収入として計上されているんですか。それぞれ。

○**大津委員長** 青木参事。

○**青木水道部参事兼経理課長** ただいまの高倉委員の御質問でございますけれども、この未利用財産の状況でいいますと、2番の枝内浄水場につきましては、太陽光の発電用地としての貸し付けを行っております。それと、先ほども御説明しましたけれども、5番の枝番2の笠原導水管路、ここにつきましては地元のほうと土地賃貸借契約を結びまして、平成29年度から貸し付けを行っております。

[発言する者あり]

○**青木水道部参事兼経理課長** 申しわけございません。年額4,500円で土地賃貸借契約を行っております。

[発言する者あり]

○**青木水道部参事兼経理課長** 今のは笠原です。失礼しました。

太陽光は、年額113万円になります。

○**大津委員長** 高倉委員。

○高倉委員 太陽光については、ある程度の値段なんだろうなと思います。先ほどの一部貸し付けについては、地域とかに貸し付けるという部分もあって、あんまり高額な料金はとれない部分はあるんでしょうけれども、これはしっかり収入として入っているということですね。そのほかにも、芦山浄水場なんかは映画のロケ地に活用しているということで、これは今のところ収入というか料金はとっていないんでしょうけれども、活用方策としてはそういうのも考えられるのかと。水戸市の魅力を発信するという意味では、収入にはかえられない価値も当然出てくるだろうというふうに思いますので、いろいろな形の活用方策というのを、これからもしっかりと検討していただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、水道事業会計決算についての質問は以上でございます。

続きまして、平成29年度の下水道事業会計決算について、3点質問をさせていただきたいと思います。

下水道事業については、企業会計に移行して、平成28年度に水戸市下水道事業経営戦略というのが策定されて、いろいろな課題を整理された。また、それについて基本方針を定めて事業を行っているというふうに思います。経営戦略の中に示されている4つの基本方針がございます。1つが、計画的な施設の整備。2点目に、整備した下水道への接続の促進。また、3点目に、施設の適切かつ的確な維持と管理。そして4点目に、受益者負担の適正性の向上と。この4つの大きな基本方針に基づいて、下水道事業を進められているというふうに思います。

そんな中で、何点かお聞きをさせていただきたいんですが、まず1点目に、処理区域内における水洗化率と接続促進の取り組み状況ということで、通告をさせていただきました。

下水道部からいただいた平成29年度下水道事業会計決算参考資料の1ページに、業務実績比較表というのがございますけれども、これを見ますと、平成29年度の処理区域内人口が21万3,408人と。それに対して水洗化人口、いわゆる下水道に接続した方というのは、18万4,783人ということで、水洗化率が86.6%であるということでございます。前年度に比べて若干伸びておりますので、しっかりと進行していっているのかなと思うんですが、下水道というのは整備しただけではなかなか効果が出ないわけですね。接続をしていただいて、初めて下水道としての役割が果たされるというものですから、まず、しっかりとその下水道に接続をしていただくという取り組みが欠かせないと思います。この経営戦略の中では、中長期の目標として水洗化率を90%にするんだということで今進めていっていると思うんですね。86.6%ということでありますから、もちろん整備も進んでいくでしょうけれども、やはり接続をしていただく取り組みというのを、これからもしっかりとやっつけていかなきゃならないということなんですが、平成29年度についてお聞きするんですけれども、処理区域内の水洗化率の状況と、また接続に当たって、具体的にどのような取り組みをされてきたのかと。その取り組みについての効果はどうだったのかということについて、お伺いしたいと思います。

○大津委員長 松葉下水道整備課長。

○松葉下水道整備課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

水洗化率につきましては、先ほど高倉委員からも御説明がありましたとおり、処理区域内の人口に対する水洗化人口の割合を示しております。平成29年度の水洗化率につきましては、86.6%となっております。接続推進の取り組みにつきましては、水戸市のホームページや「広報みと」による広報活動のほか、

整備地区の戸別訪問などを行いまして、市民の方へ下水道事業の理解を得られるように努めまして、水洗化率の向上を図っております。

こういった取り組みの結果、請求資料の1ページの中ほどになりますけれども、平成25年度に84.2%だった水洗化率につきましては、平成29年度には86.6%まで上昇しております。

以上でございます。

○大津委員長 高倉委員。

○高倉委員 若干ずつですけれども、前進はしているということですが、まだ接続されていない方がいらっしゃると思います。いろんな事情があるんだと思うんですよね。例えば、その接続に係る費用の負担というものもかなり接続に至らない要因になっているかなというふうには思うんですが、接続に至らない要因というのは、どういうものであると下水道部では分析されているのか。また、例えば市民の方から相談があった場合、どういう対応をされているのか、お聞かせください。

○大津委員長 松葉課長。

○松葉下水道整備課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

接続が進まないという非常に難しい課題がございますけれども、主な理由といたしましては、経済的な問題のほか、家屋の老朽化やリフォーム時期などが挙げられるかと思えます。また、既に浄化槽を利用している御家庭も多く、既に水洗化が進んでいるということや、地形的な問題で排水設備が複雑であることを理由に下水道への切りかえが進まないという御家庭が見受けられます。いずれにしても、引き続きPR活動や接続に関する相談に応じて、下水道にスムーズに切りかえていただけるよう努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○大津委員長 高倉委員。

○高倉委員 今お聞きしたように、いろんな状況があるのかなと思うんですね。ただ、せっかくこれは整備をされてきたわけですから、やはりそこにつないでいただくということが必要なんだろうなというふうに思います。水戸市では、水洗化のために、改造資金利子補給制度というものもあったかなと思うんです。例えば、接続のための工事をするためにそういう制度を利用すると、利子を補給するというような制度で、例えば整備をしたんだけど、その負担について水戸市が支援をしていくという制度だったと思うんですが、こういう制度についての利用状況は、平成29年度はいかがだったんですか。

○大津委員長 松葉課長。

○松葉下水道整備課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えします。

水洗化の利子補給制度につきましては、公共下水道の供用開始後3年以内に自己用住宅のくみ取りトイレを、また浄化槽のトイレを下水道に接続する場合の改造資金に対して利子補給をするという制度でございます。平成29年度につきましては、利子補給の実績としてはゼロという状況になっております。

以上でございます。

○大津委員長 高倉委員。

○高倉委員 3年以内という制限があるとしても、制度が余りうまく活用されていない部分、それともこの

制度自体が、あんまり活用できるものではないのかなとか、いろいろ分析があると思うんですが、制度はあるのにゼロ件であるというのは、どういうことなのでしょうね。市民への周知の部分も、不十分な部分もしかしたらあるのかもしれないんですが、その辺はどうでしょうか。

○大津委員長 松葉課長。

○松葉下水道整備課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、なかなか利用が少ないという状況であります。考えられる理由の一つにつきましては、昨今の低金利の状況が影響しているのかなと思います。今後、金利の上昇等があれば、再度制度に対する需要も高まるものではないかと思いますが、いずれにしましても、そういう利子補給制度につきましても、積極的にPR活動を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大津委員長 高倉委員。

○高倉委員 金融の環境なんかの状況もあるんでしょうけれど、この接続に向けて支援する制度としては、考え方を変えていく必要があるのかなと。また、他市の事例であるとかいろんな部分も含めて、もうちょっと研究をして、やはり促進につながるような制度、そういうのが必要なのかなと思います。

続いて、2の受益者負担金及び使用料の収納状況及び滞納整理の状況ということですが、受益者負担の原則にのっとり、受益者負担の適正化、これに努めていくというのは非常に大事だと思うんですが、平成29年度における下水道事業受益者負担金の収納状況と、下水道使用料の収納状況について、また滞納整理について29年度どのように取り組んできたのかということについて、まとめてお聞かせください。

○大津委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 高倉委員の今の御質問にお答えいたします。

請求資料の2ページをごらん願います。

過去5年間の収入状況について記載してございます。まず、下水道使用料につきましては、一番上の表になります。使用料の収納状況でございますが、一番右側の平成29年度につきましては、収納率が現年度88.5%、過年度86.8%で、合計88.2%となっております。平成27年4月1日付で地方公営企業法の財務適用を行い、平成26年度決算から出納整理期間がなくなったことにより、収納率が大きく変動してございますが、法適用後、収納率は毎年度向上しているところでございます。使用料の滞納整理につきましては、水戸市事務委任規則に基づき、水道事業管理者が水道料金とあわせて行っております。下水道使用料は下水道事業の自主財源の柱でございますので、受益者間の公平性の確保の観点からも、水道部と連携をいたしまして滞納整理の進捗管理を確実にまいりまして、収入未済額の縮減に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、中ほどの表の受益者負担金の収納状況でございますが、平成29年度は収納率が現年度96.5%、過年度29.8%で、合計83.0%となり、こちらにつきましても、毎年度収納率は向上しているところでございます。

滞納整理の状況につきましては、法律に基づく督促のほか、催告書を発送した上で財産調査を行いまして、平成29年度におきましては、催告をしても連絡、納付がなかったもの、または分納の約束が不履行になっ

たものなどについて、20件の差し押さえを執行するなど、法令に基づき早期完納を目指して滞納整理に取り組んでございます。

以上でございます。

○大津委員長 高倉委員。

○高倉委員 平成29年度については、大分改善が見られるということで、この部分についてはしっかり取り組んでおられるなどという評価をさせていただきたいと思います。指標で、経費回収率というのがあったかと思うんですが、使用料収入を処理費で割った費用、わかりやすい指標として経営戦略なんかには載っていませんが、29年度末における経費回収率というのは、どのぐらいの数値となっていますでしょうか。

○大津委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの経費回収率の御質問について、お答えいたします。

平成29年度の経費回収率につきましては、現在、総務省において、繰出基準の一部につきまして、算出方法の変更を進めているところございまして、本市の経費回収率にも影響してくることから、現時点ではお示しすることができない状況でございます。参考といたしまして、昨年度と同様の計算方法により、仮に平成29年度の数値を算出しますと、69.0%となつてございまして、改善が見られている状況でございます。

○大津委員長 高倉委員。

○高倉委員 わかりました。

この指標についてはその算出方法が変わっていくということなんですね。ただ、これまでの算出方法で見ても改善はされているということによろしいですね。はい、わかりました。

それでは、最後の質問なんですけど、3番目、一般会計繰入金の状態と経営効率化のための取り組みについてということで、企業会計でありますから、他の会計、特に一般会計からの繰入金については、極力抑制、縮減をしていくということが望ましいと思うんですが、平成29年度における一般会計繰入金の状態について伺いたいと思います。それとあわせて、本市の下水道事業については、企業債の未償還金の残高が非常に大きいということで、これまでほかの団体に比べても、著しく大きくなってたと。これは、ある時期に整備を大幅に進めたということで、その企業債の残高がふえている部分があるのかなと思うんですが、この下水道の課題の一つに、企業債未償還残高の縮減というものがあると思うんですが、その平成29年度末の時点での企業債残高の状況、また企業債残高対事業収益比率というものもありますね、指標として。その状況について、教えてください。

○大津委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 今の高倉委員からの御質問にお答えいたします。

まず、一般会計繰入金の状況でございますが、請求資料の3ページ、5番の一般会計繰入金の過去5年間の推移をごらん願います。一般会計繰入金の平成29年度決算額は、一番右側にお示ししておりますとおり、52億2,430万1,000円でございます。前年度と比べまして、1億4,153万5,000円の減となっております。過去5年間の推移を見ますと、一般会計繰入金につきましては、経営基盤の強化や経費節減等の取り組みによりまして、平成27年度にピークを迎えまして、それ以降は減少に転じてございます。

また、企業債残高につきましては、請求資料9ページの13番、企業債について利率別の未償還残高総額及び利息支払額の一番下、右から2行目の残高の合計の欄にごさいます数値が、平成29年度末の起債の残高になってございまして、824億1,742万円余りとなっております。昨年度、平成28年度末は、848億2,590万円でしたので、約20億円ほど減少しております。毎年50億円ほど元金を返済しております、そのほか新しい整備事業のために30億円ほど借入れをしておりますので、20億円ずつ減っていくというような状況になってございます。

以上でございます。

○**大津委員長** 高倉委員。

○**高倉委員** ありがとうございます。

毎年20億円ずつぐらい、企業債のほうは今減らしていくということですね。先ほど、指標として企業債残高対事業収益比率というのをお聞きしたんですが、これは中長期的目標の中で、1,035%までやっていきますよということだったと思うんです。この比率についても、平成29年度の状況を教えていただきたいんですが。

○**大津委員長** 鬼澤課長。

○**鬼澤下水道管理課長** ただいまの企業債残高対事業収益比率につきましては、決算認定をいただいた後に算出する予定になってございまして、今のところ平成29年度の値は算出していない状況でございまして、申しわけありませんが、お示しすることができない状況でございます。

○**大津委員長** それでは、以上をもちまして、高倉委員の質疑を終わらせていただきます。

それでは、高倉委員の通告に関連する質疑があれば、発言を願います。

松本委員。

○**松本委員** 今、高倉委員のほうから、るる上下水道についての質問がありましたので、私も大体のところは了解をしています。これから、企業会計というのが一本化になって、今までの例を見ますと、下水道工事をやって、その後今度は水道工事をやるとか、そういうふうなことがなくなるだろうというふうに思っていますので、この一本化していくということは、経費の削減という意味では大変よろしいかなというふうに、私も思っております。それにはやはり、事業課ごとの横の連携を十分にとっていただいて、無駄のないような税金の使い方を心がけてやっていただきたいと、これは要望です。

それから、水道の普及率というのは、ほぼ100%に近いような話でしたよね。それと同時に、下水道の水洗化率は、86.6%というような説明でしたね。これは、やはり認可区域というものが下水道の場合にはあります。水道は認可区域というのはありませんから、どんどん要望があれば取水管の工事をやっていくということでもありますから、水戸市内で約10万世帯ぐらいあるのかな、私もはっきりわからないんですけど、全家庭が水道に加入されているのかどうか。100%といたら全家庭ですよ。それが1点。

それから、2点目は下水道と水道の普及率の差というのは、下水道の場合は受益者負担というのがまずありますね。これは要望によってとか、幹線道路は大体やっていますよね、要望がなくてもね。要するに受益者負担が100%上がっていないんじゃないのかなとも思っているんですけども、この辺のパーセント、下水道管はやれたんだけども受益者負担金はもらっていないよと。そういうところは、普及率に入ってい

ないのかどうか、つないでいないのかどうか。受益者負担金をもらっても、下水道は利用されているのかどうか。その辺、あわせて答えてください。

○大津委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えをいたします。

水道のほうの普及率でございますが、水戸市の人口に対しまして水道を利用できる方の人数を割り返しまして、平成29年度末で99.36%になってございます。残りの方が一部御利用いただけない状況にございますが、これにつきましては、要望等を反映させながら、水道の利用が可能になるような整備を行ってまいりたいというふうに考えております。

○大津委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの受益者負担金の御質問につきましては、まず受益者負担金の収納率につきましては、請求資料の2ページの中段3番、下水道事業受益者負担金の収納及び不納欠損についての過去5年間の推移にございますとおり、こちらの表の一番右側、平成29年度、収納率は合計で83.0%になってございます。こちらの受益者負担金につきましては、供用開始した区域につきまして受益者負担金をお支払いいただいております。受益者負担金をお支払いいただくことはまた別に、下水道法により下水道が供用開始となった区域にお住まいの方は、速やかに下水道に接続していただかなければなりませんので、受益者負担金のいかにかわらず、下水道には接続していただくということになってございます。

○大津委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、受益者負担金を払わなくても、下水道を流させているということですか。そういう地域があるということですか、今の説明は。それちょっと答えて。

○大津委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 受益者負担金につきましては、必ずお支払いいただくものということで賦課させていただいております。場合によってはお支払いの御理解をいただくよう、協議させていただきまして、御理解を求めているところでございますが、それでもなかなかお支払いいただけない方には、滞納処分等の対策もとらせていただいているところでございます。

○大津委員長 松本委員。

○松本委員 受益者負担金をもらうのが先でしょうよ。そして、許可するのは当然でしょう。だから、パーセントが若干違う数字を今聞いたんだけど、受益者負担金をもらわなくても流させている理由というのは何だったのかなというふうに思います。それから、水道のほうでパーセントが99.36%か。要するに、どのようにしてこれ以外の人たちは水道を、飲料水を利用しているのかなと思うんですけども、ちょっと聞かせてください。

○大津委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

井戸を御使用になっている方がございまして、私どものほうでも、水道のほうというのは要望があれば対応できますので、一部まだ井戸を御使用になっている方がいるというような状況であるというふうに考えております。

○大津委員長 松本委員。

○松本委員 わかりました。

災害時の井戸水の協力者というのは、今300人ぐらいいるのかな、私もよくわかんないんだけど、私が事例にしてあれをつくったんだけど、そうするとあれを定期的に水道部が水質検査をやっていただいていると思うんですね、多分。協力者の井戸というのは、やってないの、あれは。例えば、井戸に深井戸を掘って、災害時の協力井戸というものが入口に立ててありますよね。この協力者の件数とその水質検査というのは行われているとは思っているんだけど、そうすると、その井戸で生活している方の水質検査というのは、どうなっていますか。

○大津委員長 残り時間2分となりますので、よろしくお願いします。

梶山課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

災害時の井戸の関係の登録につきましては、防災・危機管理課のほうで担当してございます。その水質につきましては、最初の登録の際に、防災・危機管理課のほうで検査をしまして、飲料として適格なのか不適格なのかを確認をしているというようなことを聞いてございます。水道部においては、その井戸に対しての検査については行っておりません。

○大津委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、その飲料水に適してなくても、水道部のほうでは仮にその家庭がその水を使っているとしたらですよ、それはそれで構わないというか、関係ないというか、防災・危機管理課のほうでやっていたら。水道部のほうでは、例えばそこで大腸菌があって、何かの病気とかになったらどうなるのかなど、私は心配してるのね。それと、冒頭の話に戻りますけど、要するに入札で指名していく中で、水道部も下水道部も、上半期、下半期というのかわからないんだけど、財政のことは当初予算のときに調整をよくしていただいて。要するに、建設部を含めて、横の連絡を密にとってもらって、1回で済む事業があるわけですよ。それをせっかく舗装した後でまた水道を引くとか、そういうことの跡が必ず見受けられるので、やはりそういう無駄のないように、当初予算を組むときには、きちんと一本化できるような、今度は企業会計ですからこっちのダブリはないと思いますけれども、建設部との調整も図ってやっていただきたいというふうに思って、私の時間がなくなりました。終わります。

○大津委員長 そのほか、関連質疑がございましたでしょうか。

中庭委員。

○中庭委員 関連質問させていただきます。

第1点は、水洗化率の向上の問題なんですけど、水洗化率の向上をさせるために水戸市が実施している利子補給というのは、低金利のもとで、補助件数はゼロだということでありました。私、今調べてみましたら、水洗化するためには大体30万円から40万円ぐらいかかると。そして、場所によってはもっとかかることもあるということなんですけど、設備費に対する直接的な補助を考えてはどうかなというふうに思います。先ほどの高倉委員への答弁では、これからも利子補給制度を実施すると言ったけれども、実際は利子補給制度は、低金利のもとでは現実的にはメリットがないということなので、私が調べた範囲では、土浦市では

設置費補助に4万円、さらに高齢者がいる世帯では35万円の補助を実施しているというのがあるんですけども、そういう点では、こういう制度を実施するべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○大津委員長 松葉課長。

○松葉下水道整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

利子補給制度につきましては、先ほど高倉委員のときの答弁でも申し上げましたとおり、やはり昨今の低金利が問題かと思えます。また、中庭委員の御質問につきましても、今後やはり新たな補助制度につきましては、これまで接続していただいた方との公平性の面において課題があるというのがありますもので、これからは引き続き接続に関する相談に丁寧に努め、接続の促進活動や情報発信を続けていくことで、接続率の向上を図っていきたいと考えております。

○大津委員長 中庭委員。

○中庭委員 資料請求で、1ページに書いてありますが、水洗化率は86.6%ですよね。逆算すると、1万3,372世帯が——せつかく下水道があるにもかかわらず接続できない世帯が1万3,000世帯を超しているという実態があるわけですよ。この中には、経済的理由でなかなか接続できないということがありますので、私は土浦市のような直接補助を実施することを求めたいと思います。

時間がありませんので、次に、この受益者負担金について関連質問をしたいと思えます。

受益者負担金の納入及び滞納の処分状況ですけれども、2016年度は1件の預金の差し押さえを実施しましたが、今回の資料を見ますと、2ページの一番下の下段に、この2017年度に差し押さえした件数は20件で、20倍に膨れ上がっているんですよ。中を見ると預金だとか、あるいは交付要求というのがありますが、この交付要求というのは、年金あるいは給料などの差し押さえというのが含まれているのかどうか。私は、年金などを差し押さえすべきではないと。もともと生活環境を改善する下水道事業で、給料や年金などを差し押さえってしまったら、暮らしが大変になってしまうということなんですけど、こういうものを行っているのかどうか、まずお答えいただきたいと思えます。

○大津委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

平成29年度につきましては、年金、給与等の差し押さえは行ってございません。

○大津委員長 中庭委員。

○中庭委員 交付要求というのは普通ね、日本年金機構に交付要求するというのがあって、例えば市税だとか何かはそういう形で年金を差し押さえてるんですけど、今の答弁ではそういう日本年金機構に対する交付要求はしていないということですか。もう一度確認したい。

○大津委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 こちらで申しております交付要求につきましては、受益者負担金とはまた別のほかの債権者によりまして差し押さえが実行されたときに、それにつきまして、こちらでも差し押さえが換価されたときに、余った分の金額をこちらに回していただくために、裁判所等に交付要求を出すものでございます。

○大津委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はやっぱり年金だとか給料だとか、こういうものは差し押さえすべきではないと思えます。

前年度と比べて、どのような徴収業務が行われたのか。前年度と比べて、昨年度は20倍にふえました。請求資料の2ページ一番下に書いてあります。ですから、どのような形でこれは20倍になったのか、お答えいただきたい。

○大津委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

平成29年度に差し押さえ件数が特にふえたように見えますが、これまでも継続して督促催告を行いまし、分納相談も含めた納付折衝を行ってきたところであり、平成29年度においても特に方針を変更したのではなく、差し押さえすべきタイミングが重なったものでございます。財産がありながら納付しない方を放置するという事は、納付期限までに納付されている多くの方との不公平感を生みますことから、行政の信頼を損ないますので、さらなる滞納の発生にもつながりかねませんので、これらにつきましては、今後におきましても法令の定めに基づきまして、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○大津委員長 残り3分となります。

中庭委員。

○中庭委員 今回のこの資料を見ても、預金が17件ありますよね。それから、生命保険が2件だとか、いろいろな形で取り立てが行われているということなので、私はやはり生活実態に合った分割納入だとかそういうことも含めて、きちんとした、市民の立場に立った納税相談を行っていただきたいというふうに思います。

あともう1つ。先ほど高倉委員のほうから水道料金の未納金の問題が出ました。この請求資料の40ページを見ますと、給水停止執行が2,342件あったと書いてあります。そして、解除したのが2,144件というのが書いてありました。そして、給水停止中というのが198件もありました。そうなりますと、この給水停止した期間というのは、大体一番長くてどのぐらい給水停止を行っているのか、お答えいただきたいと思います。

○大津委員長 島課長。

○島料金課長 ただいまの中庭委員の御質問ですけれども、給水停止を行った場合、ほとんどの方が給水停止を昼間に執行してございますので、夕方とか夜間に戻られたときに大体とまっているなということで、その日に開ける場合、あとは翌日に開栓する、こういった状況がほとんどでございます。

○中庭委員 聞いたのは、どのくらい長い期間で給水停止をしているのかということと、給水停止中とありますよね、198件も停止している。要するに、人間にとって、命にとって大事な水が、給水されないというのが198件もあるということで、私はこれでは大変なことになってしまうと思うんです。それで、一つは生活困窮世帯。例えば生活保護世帯では、どのぐらい給水停止をしてるんですか。

○大津委員長 10分過ぎておりますので、最後の答弁とさせていただきます。

島課長。

○島料金課長 この停水執行、2,342件の中での生活保護世帯は、把握している中では13件でございます。

○大津委員長 そのほか、ございますでしょうか。

内藤委員。

○内藤委員 すみませんけれど、ちょっとわからないので聞きたいんですけど。旧市内に昔から下水道が入っていると思うんですけど、そこにつないでいない方がたくさんいますよね。どのくらいあるのかなと思って。

私が聞きたいのは、下水道があるのに旧市内の方でも浄化槽をつけちゃうと。つながないよね。浄化槽つけるのにもお金がかかっているから。ですからその分、それが20年や30年は、私はつながないと思う、浄化槽で行った方は。ですから、旧市内にそういう方がたくさんいるので、その人のところへ業者さんが行って、つながましようよと言っても、つながない方が大半だと思うんですよ。というのは、それも一つあるけれども、新しく今から、私は茨大前なんですけれど、向こうのほうにうちを建てる方が、浄化槽をつけて流しちゃうからでは、ぜひつないでくださいよと言って勧誘に行ってもつながない。もう浄化槽をつくるのにお金がかかっているから。ですから、そういうのを建築指導課が許可を出すんだらうけれども、下水道部と建築指導課とのつながりというのはないの。建築指導課のほうで、例えばつくるときに、ここは下水道が入っているからそちらにつないでくださいよなんて言うことはないの。

○大津委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの下水道が供用開始区域になっているエリアの新築の件につきましては、下水道が供用開始になっていけば、排水のほうは下水道に排水ということでない、建築許可は下りないということになってございます。

○大津委員長 内藤委員。

○内藤委員 そうすると、今言ったように、私は茨大のほうなんだけれども、向こうには浄化槽が入っているところがあるよね。茨大の下なんか、今やっているでしょう。そうすると、例えば今、建築している方がいるんですよ。そうすると、その人は恐らくそこまでまだ行ってないから、つながないと思う。そうすると、半年も1年もたたないうちに、今からどんどんそこをやるわけですよ。ですけれども、今建てている方は流さないわけにいかないから、恐らく浄化槽で先に流しちゃうと思うんですよ。その後、半年後に下水道が入ったって、切りかえてくださいよと言っても切りかえない。だから、そこを建築指導課とつながりを持って、うまくやることはできないのかなと思うんですけど、どうですか。

○大津委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 下水道部としましては、設計に入る段階で、地元のほうにはなるべく早めに下水道が入るということをお伝えいたしまして、新築していただく時期を考えていただくのが一番ありがたいんですけれども……

○大津委員長 内藤委員。

○内藤委員 そうすると、下水道が来年度入りますよと、だから建築する方はそこへつないでくださいよという、そういう通知は出してるわけだ。何かしら、案内は。

○大津委員長 松葉課長。

○松葉下水道整備課長 ただいまの内藤委員の御質問にお答えいたします。

地元の方には、その地域に下水道の工事が今後入りますので、その前段の設計の段階でお知らせしております。

以上でございます。

○内藤委員 わかりました。ありがとうございました。

もう1点だけ。

私もちらっと前に耳にしたことがあるんだけど、平須のほうに下水道をつくるときに、岡田市長のころだと思っただけだけど、下水道ができたときにお金を払うとか払わないとかという話を耳にしたことがあるんだけど、結果は今どうなってるの、あそこは。小吹町。

結構です。いいです。

○大津委員長 村田委員。

○村田委員 あのね、中途半端な答弁しちゃだめだよ。今の質問に対してね、下水道が布設されてないところはね、今新築をする場合は、浸透式を設置しなさいということ saying きてるんだよ。基本的な問題はそこにあると思うんだよ。だから、そういうことをきちんと明確に教えてあげないと、中途半端な誤解を招くから。あなたたちも、基本的な責任があるんだから。そういうことをきちんと明確に、下水道がないところで新築をする場合、浄化槽で流している方は、それは違反ですと。したがって、浸透式のトイレをつくってくださいというような指導をしていますよ、行政ではね。だから、そういうことをきちんと明確にしとかなきゃいけない。今そういう指導をしてるんじゃないの。

もう一回聞くけれど、答弁してみて。

〔「早く建てたい人は浄化槽、浸透槽を入れて宅内処理するほかねえん
だっぺよ」「今、浄化槽で流しちゃだめだよ」「正確な答弁をもらい
なさいよ。いいかげんな話になってしまうから」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 じゃあ、午後に答弁をいただくということで。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 零時 5分 休憩

午後 1時 2分 再開

○大津委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

引き続き、高倉委員の通告に関連する質疑を行います。

それでは、執行部より村田委員の質疑に対する答弁を願います。

鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 村田委員からの御質問にお答えいたします。

新築住宅などの建築確認申請におきましては、下水道の供用開始区域内におきましては、汚水の処理は公共下水道となります。また、下水道が供用されていない区域につきましては、合併処理浄化槽を設置していただくこととなりますが、その処理水につきましては、雨水管が整備されている場合は雨水管に流すことができますけれども、雨水管がない場合は、浸透式で宅内処理となっております。

○大津委員長 村田委員。

○村田委員 基本的に先ほど内藤委員が質問なさったところは、雨水管があると。自分のところでは流して

いいんじゃないかというようなことだったんですね。その場合、今度は公共下水道ができた場合には、公共下水道に接続してくださいという話でしたね。しかし、私が質問したのは、若干ちょっと説明不足なところはあったけれども、基本的な問題を言うと、新築するとき、ほとんど旧市内であっても、ローカル地区というのは、雨水管が布設されているところが多いんですよ。そうすると、新築の場合には、ほとんど結局浸透式をつくってくださいと。そうでなければ建築許可はおりませんというような状況になってるんですけども、そういう場合に大体旧市内で、こんなこと言ったら失礼かもしれないけれど、ローカル地区はほとんど垂れ流しというのが多かったんだよね、状況的に。そういう一つの流れの中で今、市のほうでは浸透式を設置してくれということであったと思うんだけど、その辺のところがよく理解できない市民の方がたくさんいらっしゃるということなんです。その辺のことも、一つ踏まえてわかりやすく説明していただければありがたいかなというふうに思います。

それと、もう一つは、公共下水道料金というのは、今1件当たりどのくらいの金額になっていますか。

○大津委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 平均いたしますと、月3,000円ぐらいでございます。

○大津委員長 村田委員。

○村田委員 話せば長くなるから、こちら辺で最後になりますけれども、私どもは県の下水道に加入するとき、自前の下水道をつくりなさいと。将来的にね。当時の下水道料金は1件当たりお幾らだったか、御存じですか。

○大津委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 申しわけありませんが、存じ上げてございません。

○大津委員長 村田委員。

○村田委員 大体、1,672円ぐらいだったと思う。したがって、私は当時、和田祐之介さんが自分のところの処理は自分のところでやるということで、渋井町につくると言った説が正しいと。最終的にはえらい高いものになるよ、布設費を入れて恐らく高いものになるから、自前でつくるべきだと、渋井町説を唱えた一つの経緯があったものですからお聞きしたんですけれども、将来的に、下水道使用料が非常に高いということが言われてるんです。なぜならば、本来自分のところでつくっておけばその程度の金額で抑えられた。高くても2,000円台で抑えられた。だから、大きな借金を当時の市長は残したわけです、市民に対して。私は今、なぜその話をしているかという、基本的な問題をやっぱり逸脱しないで、市民によりよい生活の環境を与えるための公共下水道ですから、全国的にも県内的にも、水戸市は安いと言われる公共料金にしてもらえるような、希望的な憶測で関連質問を終わります。これは答弁は結構ですから。

以上です。

○大津委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

以上で、高倉委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

次に、黒木委員から発言を願います。

黒木委員。

○黒木委員 それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず、第1点目が水質検査と公表についてということで、安全で安心して利用できる水質の管理ということで通告させていただきました。

提出いただいた資料の10ページに、放射性物質を含む水質検査結果表ということでいただきました。東日本大震災発災以降、福島第二原発から発せられたこの放射性物質に対する市民の方々の不安の払拭、また健康という面から検査をしていただいている状況が見てとれますが、まず、この検査の頻度に関しまして、御説明いただければと思います。

○大津委員長 川原井浄水管理事務所長。

○川原井浄水管理事務所長 ただいま黒木委員から御質問がございました水質検査の頻度につきまして、お答えいたします。

上水道の水質検査につきましては、毎月1回検査を行っております。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 毎月1回。資料にもちょっと書いてあるんですけども、平成23年度からの検査の状況を教えてくださいいただけますか。

○大津委員長 川原井所長。

○川原井浄水管理事務所長 平成23年度からの放射性物質を含む水質検査の結果につきましてですが、市内末端地域の給水栓から採水した水を、水道法で定められた水質基準54項目について、毎月検査を行っております。放射性濃度の検査につきましても、国のモニタリング計画に基づき、平成23年3月20日から検査を行っており、現在も毎月1回の調査を行っております。放射性物質濃度の推移でございますが、放射性ヨウ素は平成23年5月9日以降、また放射性セシウムについては、平成23年4月14日以降不検出になっております。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 平成23年から検査してきて、大分減ってきたということでよろしいんですね。

あと、笠原水源に関しまして、ここは水がおいしいということで結構市民の方々が水をくみに行かれて飲料に使われているという状況がありますけれども、こちらの検査についても説明いただけますか。

○大津委員長 川原井所長。

○川原井浄水管理事務所長 黒木委員の笠原水源につきましての放射性物質に関する御質問ですが、笠原水道につきましても、毎月検査を行っております、放射性ヨウ素、放射性セシウムとも不検出になっております。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 これに関しましては、私の記憶ではホームページ等で掲載していただいているという認識があるんですが、現在の市民の方への公表の方法、周知の仕方について、どのようにされていますか。

○大津委員長 川原井所長。

○川原井浄水管理事務所長 市民の方に関しましての、水道水の放射性物質の検査結果に関しましては、当市の水道のホームページ、あとは茨城県の衛生課のホームページ等で掲載されております。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 掲載されておりますが、しっかり市民に周知するように努めていただきたいと思います。楮川浄水場に関しましては、那珂川から水をくみ上げているということで、この水は那珂川の上流から流れてきている水ですので、この上流のいろんな状況の変化等によって、いろんなものが流入してくるということが懸念される部分がありますので、引き続き検査に関しましてはしっかり取り組んでいただきながら、市民の方に安心して利用いただけるような取り組みを、引き続き実施していただきたいというふうに思います。

続きまして、緊急時や災害時における給水拠点、給水基地、耐震型貯水槽の対応能力と応急給水体制訓練の実施状況についてということで通告させていただきました。

まず、いただいた資料の11ページに、給水基地、また給水拠点ということで、資料をいただきました。この中で、市民の方に対する給水を行える場所というのは、この白塗りの部分の⑦から⑫、また①を含んだこの部分で給水拠点ということで、そういう読み方でいいのか。また給水基地、黒塗りのところに関しては、あくまでも市民の方ではなくて、ここから水を運ぶための基地であるという部分なのか。ちょっと説明をいただけますか。

○大津委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

まず、給水拠点といたしましては、図中の⑦から⑫までの6カ所の耐震型貯水槽となっております。それに加えまして、①の千波配水タンクも給水拠点に位置づけしております。

あと、給水基地といたしましては、図中①から⑥の配水タンクと浄水場のタンクを位置づけしております。以上でございます。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 では、給水基地というのは、基本的には②から⑥に関しましては、そこは市民の方が取りに行くところではないということでよろしいんですね。そうした場合に、この地図を見ますと、白塗りの①、それから⑦から⑫までという地域なんです、上市、下市地域にがちゃっと集中しているように読み取れます。一番遠いところだと内原の方面、西側に行くと非常に距離があると。また、北側に関しても距離があるという部分で見ますと、この後に出てくる市民センターまでの水の運搬という部分に関して、3・11の震災のときもそうですけれども、道路が使えなくなる、車がなかなか移動できなくなる中で、この貯水槽の位置というのが、中央に集中しているという部分に関しては、資料を見ていると懸念するところがあるんですが、その辺のようなお考えか、お聞かせいただけますか。

○大津委員長 杉山課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

耐震型貯水槽の設置する位置に関しましては、計画の中で、学区別人口とそこに居住されている人々の数と給水量を計算いたしまして、それに小中学校で設置しています受水槽の容量を差し引いて計算いたしまして、不足水量が生じる地区に、耐震型貯水槽のほうは設置をしております。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 次ページを見ますと、12ページですね、各市民センターに応急仮設給水所を設けるということで示していただいております。また、平成29年度に関しまして、その次の13ページで、市民協働によ

る応急給水体制ということで資料をいただいておりますけれども、この応急給水体制を読まさせていただきますと、各市民センターで市民の方々の力をお借りしてということで書いてあるんですが、各自治会組織においても、防災訓練というと高齢者の方が比較的中心的なメンバーになって実施して、運営しておられますけれども、実際この平成29年度において、ハード面での訓練というのは、各市民センターでされたのかどうなのかという部分をお伺いしたいと思います。

○**大津委員長** 杉山課長。

○**杉山水道整備課長** ただいまの黒木委員の訓練についての御質問について、お答えいたします。

平成29年度におきましては、市民センター等が34カ所ある中で、14カ所の訓練を終了しております。以上でございます。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** 14カ所ということは、ほかの市民センターに関してはまた年度を変えて、例えば平成28年度にやっているとかが、平成30年度にやるとか、そういうことでよろしいのか。また、この13ページの市民センターに、コンボライフ（応急給水用給水タンク）の設置って書かれてありますけれども、私これ現物を見たことないんですけれども、こういうのが実際に各センターにおいて、広げて水を入れるような、そういう訓練はされているんですか。

○**大津委員長** 杉山課長。

○**杉山水道整備課長** ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

まず、訓練についてですが、平成28年度には34の市民センター全ての訓練を完了いたしまして、平成29年度からは第2回目という形で、訓練を開始しております。

次に、コンボライフにつきましては、各市民センターに折り畳み式の1トン型タンクを配置してありまして、それを市民の方と水道部のOBによって組み立てを行いまして、給水の準備をしていただくという形になっております。

以上でございます。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** 次に、15ページの資料を見させていただきまして、災害時の応援協定等ということで資料をいただきました。この中で、平成23年3月11日に東日本大震災がありました。締結年月日を見ますと、水道事業体に関する締結はそれ以前と。また、平成23年以降ですと、民間企業団体、第一環境株式会社、材料供給事業者、また水道部退職者というのが、この東日本大震災以降に締結されておりますけれども、まずお伺いしますのは、この水戸市管工事業協同組合に加盟されてます組合員の方というのは、何事業者ぐらいある団体なんでしょうか。

○**大津委員長** 杉山課長。

○**杉山水道整備課長** ただいまの黒木委員の御質問にお答えします。

業者数ですが、約50社でございます。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** あわせまして、材料供給事業者の業者数と、一番下の水道部退職者、現在何人ぐらいの方が応

援隊という形で登録されて、協力いただける体制なのか、お伺いいたします。

○大津委員長 杉山課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

材料供給事業者の数でございますが、25社でございます。

次に、水道部退職者でございますが、20名でございます。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 水道部の退職者の方、20名に御協力いただいているということで、今後も——もうちょっと多いのかなという感じでは受けていたんですが、20名ですと全部の市民センターには配置できないので、今後、皆さん退職される方はぜひ協力者で。もっと協力してくださっているのかなという部分がありましたので、ちょっと少ないのかなという感じは受けました。

次に、通告しております災害時復旧につきまして、質問させていただきます。

資料を16ページにいただいております。

今月発生しました北海道における震度7の大きな地震を受けまして、やはり連日のように報道されていますのが、やっぱり水の利用が非常に困難を来している。水道水が利用できない、またつながっても飲めないというような状況の中で、この水戸市においても3・11の震災時に、やっぱり水道、水のありがたさっていうのを痛感して、経験した部分でございます。その中で、こういう形でいざ災害が起きたときに、相互応援活動の流れというのを、今回初めて見させていただいたんですが、この体制というのは、そもそもいつごろつくられて、また3・11のときにはもうありましたという体制なのか。この16ページについて、御説明いただければと思います。

○大津委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

日本水道協会のほうの協定でございますが、15ページにお戻りいただきますと、一番上に水道事業体ということで、日本水道協会茨城県支部会員で、相互応援対策要綱というものがございまして、平成9年のころに、日本水道協会に登録している事業体のほうで、こういった協定を結んだものと思われま。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 3・11のときにはあったということですので、そのとき、これは実際どのような機能を果たされたのか、お伺いしたい。

○大津委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

ただいまお話しありましたように、3・11の当時は、日本水道協会のほうの相互応援協定というものがございました。ただ、3・11の場合、茨城県においても被害がひどいことから、水戸市の場合は中央のブロックのまとめ役といいますか、ブロック長をやっているところなんです。私どものほうでも被災をしております。県の取りまとめが日立市になってございます。日立市のほうも被災をしているということで、県内の取りまとめがちょっと難しいということで、関東の取りまとめであります横浜市のほうにお願いをしまして、県内の自治体で、被災して下水道関係で協力をいただきたいというような自治体については、横浜

市のほうに連絡をとって対応をしていただいたというような経緯がございます。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 こういうしっかりした体制が16ページを見る限りではありますので、しっかりとこういう部分が機能するような形で、また進めていただきたいというふうに思います。

続きます、収益的支出、水道事業費不用額について、お伺いいたします。

いただきました資料の17ページに、原水及び浄水費の薬品費に関しましては、不用額が1,575万8,242円、入札差金が生じたためとありますが、1,500万円という大きな金額になってますので、まずこの部分の御説明をいただければと思います。

○大津委員長 川原井浄水管理事務所長。

○川原井浄水管理事務所長 黒木委員の御質問にお答えします。

不用額調書のうち、原水及び浄水費、薬品費につきまして、当初予算6,038万3,000円につきまして、決算額4,462万4,758円でございますが、報告事由のとおり、入札差金が生じたためというようにございまして。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 それは資料を見れば誰が見てもわかるので、何でこれだけ大きな金額の入札差金が生じたのかというのを伺してるんですが。

○大津委員長 川原井所長。

○川原井浄水管理事務所長 薬品につきましては、化学薬品等につきましては、原油等の輸入製品を加工して薬品に転化してございます。為替及び——憶測ではございますが、原油等の輸入商社のコスト等であるかと。あとは、企業の努力によつての入札差金によるものかと推測されます。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 憶測というのは余りよくない表現だと思うんですけども、もともとの金額設定が大きいのであれば、よく見ていただきながらやっていただいたほうがいいのかというふうに思います。特にだめとか言ってるわけじゃなくて、原因を聞きたかっただけなので。

次に、18ページの工事請負費、1億8,263万1,256円、工事量の減のためとありますけれども、これについても御説明いただけますか。

○大津委員長 梶山給水課長。

○梶山給水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

この工事請負費は、ほとんど鉛製給水管の解消という形で上がっております。午前中もちらっとお話しさせてもらったような状況がありますが、給水管は個人の所有財産でありまして、個人の方との折衝、承諾に時間を要してしまい、設計、発注の進捗がおくれたために、差金が生じてしまいました。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 しっかりとした計画を持ちながら、平成29年度しか今回資料請求していませんので、この工事請負費が平成28年度、27年度、どうなっていたかはわかりませんが、やはり1億8,000万円というのは大きいので、鉛製給水管を改修していくというのは、皆様これだけやりたいとい

う思いでこの非常に大きな予算をつけているはずですから、相手方との交渉に関しては、何とかこういう不用額が出ないように、鉛製給水管に関しましては、もうこの決算特別委員会でも毎回、毎年出てくる話でありますので、その辺はしっかり精査していただきたいというふうに思います。

次の19ページの受託工事費、工事請負費の260万6,560円に関しまして、御説明いただければと思います。

○**大津委員長** 杉山水道整備課長。

○**杉山水道整備課長** ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

受託工事費につきましては、予算額2,487万4,000円に対しまして、決算額が2,226万7,440円となりまして、執行率89.5%でございます。不用額の260万6,560円に関しましては、主な理由としましては、本工事の取りやめに伴う水道工事の取りやめと、あとは入札差金でございます。

以上でございます。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** 続いて、配水管の耐震化の状況と長寿命化への取り組みについて、お伺いいたします。

請求資料の22ページに資料をいただいております。この中で、口径500ミリメートル以上の管路の耐震化状況につきまして、平成29年度末耐震適合率84.9%ということでありましたが、平成28年度末が85.1%と。年々老朽化が進んでいるという部分に追いついていないという見方でいいのか、御説明いただけますか。

○**大津委員長** 杉山水道整備課長。

○**杉山水道整備課長** ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

口径500ミリメートル以上の管路の耐震化状況につきまして、率が下がっている理由ですが、管路の更新に伴いまして、水需要や施工条件を考慮いたしまして、更新する際にまず管の口径の縮径と申しまして、ダウンサイジングと、あと管網の整理を行っておりますので、延長が減になることに伴いまして、率も下がっているという状況でございます。

500ミリメートルの管を更新するに当たりまして、口径が400ミリメートルとか300ミリメートルとかという管に更新をしている状況がありまして、それに伴いまして500ミリメートルの管の分子と分母の延長が減ることによりまして、ちょっと率が計算上、下がるという形になっております。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** 今の説明ですと、500ミリメートルの管が今まで入っているんだけど、もう500ミリメートルが必要なくなって400ミリメートルになると。だから、この率も少なくなって、実は500ミリメートルがなくなって400ミリメートルになっているんだよということによろしいですか。小さくなっていると。

そうしますと、この耐震化というのは、500ミリメートルというふうに区切っていますけれど、例えばそれは上の表の基幹管路の耐震化状況と、こっちに反映されてくるわけですか。

○**大津委員長** 杉山課長。

○**杉山水道整備課長** ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

口径500ミリメートル以上の管路につきましては、上段の基幹管路の耐震化状況という中に含まれておりますので、全体としましてこの中に含まれている状況でございます。

以上でございます。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 耐震化につきましては、やはり2年前に企業会計の決算でお伺いしたときに、目標は100%というお答えをいただいております。何とか計画的に耐震化を進めていただきたいという思いであります。

続きまして、施設管理等委託業務について、お伺いいたします。資料の23ページからいただいております。

これを見ますと、契約方法ですね。指名と随意契約、それで一般競争がないんですけれども、これはどういう考え方をすればいいのか、教えていただけますか。

○大津委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 この指名と随契の使い分けでございますが、基本的に一般がなく指名しかないですよというような質問につきましては、金額でもって指名ということで、対象となる委託については指名をさせていただいております。

[発言する者あり]

○大津委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 すみません、大変失礼いたしました。施設管理の委託業務につきましては、指名と随契で、一般の入札についてはないということなものですから、随契と指名の契約方法になってございます。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 施設管理業務に関しましては、指名と随契しかない、一般はないという、もともとそういう仕組みなんですか。ああ、そうですか。わかりました。

続きまして、下水道事業会計に入らせていただきます。

まず、下水道事業会計の未利用財産について、質問させていただきます。資料を出していただいております。資料の3ページ、6の未利用財産詳細ということで、3カ所明示していただいておりますけれども、この部分について、双葉台と大塚・赤塚、けやき台浄化センターと、どのような施設なのか、まず御説明いただければと思います。

○大津委員長 渡邊下水道施設管理事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 黒木委員の御質問にお答えいたします。

請求資料3ページをごらんください。未利用財産の詳細について記載しております。

下水道事業の未利用財産といたしましては、全く利用されていない更地の土地のような財産はございませんが、廃止となった施設がございます。具体的には、フレックスプラン制度の処理施設でございます。双葉台浄化センター、大塚・赤塚浄化センター及びけやき台浄化センターの3施設でございます。フレックスプラン制度とは、早急な下水道整備が求められている地域において、全体計画に定める終末処理場とは別に、中間的な処理施設を設置する整備方式であり、本市では双葉台処理分区、大塚・赤塚処理分区及びけやき台処理分区において採用しておりました。これらの処理分区には、平成25年度末までに幹線が整備され、恒

久的な処理施設と接続されたことにより、平成25年度末で全てのフレックスプランの処理施設は廃止されています。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** 施設としてはもう廃止されて、使われていないということで今話をいただきましたが、今後、解体または撤去を行わなければならないのかと、ずっとそのまま置いとくわけにはいかないと思うんですが、その件について、どのように取り組まれていくのか、お伺いいたします。

○**大津委員長** 渡邊所長。

○**渡邊下水道施設管理事務所長** 廃止した施設につきましては、施設処分に係る国庫補助金の取り扱いの問題などもございますので、他団体の事例なども参考に、転用や解体、撤去などを含めた利活用について、検討を行っているところでございます。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** しっかりと計画をつくりながら、また跡地の利用についてもしっかりと取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

次に、収益的支出、下水道事業費不用額について、お伺いいたします。

請求資料の4ページ、5ページに資料をいただきました。

まず、管渠費、ポンプ場費、光熱水費のところに電気料金等の単価減ということで、ここでは520万円、その下の処理場費、光熱水費のところではやはり電気料金等の単価減、861万4,000円ということで、電気料金等の単価減というふうに記載されております。これほどまでに大きな電気料金の単価の変動が出て、不用額となるほどの電気料というのは、毎年毎年変わってくるのか、その辺を御説明いただきたいと思えます。

○**大津委員長** 鬼澤下水道管理課長。

○**鬼澤下水道管理課長** ただいまの黒木委員からの、光熱水費の不用額についての御質問にお答えいたします。

まず、ポンプ場費につきまして、ポンプ場費の光熱水費の電気料金につきましては、那珂川ポンプ場ほか、5カ所のポンプ場におきまして、平成27年度に東京電力からPPS電力へ契約を切りかえております。平成29年度の予算編成におきましては、PPS電力の実績が少ないことから、東京電力の単価を採用して予算額を算出していたため、入札の結果、単価の差が大きく、予算と入札結果との間に乖離が生じまして、不用額となってしまったものでございます。

続きまして、管渠費と処理場費ですが、こちらは東京電力の契約ですが、電気料金の中の燃料調整費が当初の見込みよりもマイナス幅が大きかったために、不用額が生じてしまったものでございます。

以上でございます。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** 今、PPS電力ということで、東京電力だけかなと思ったんですけど、民間の電力会社から電気を購入されているという答弁がありましたので、比較しながら競争で安くしていくということは、非常にいいことだと思いますので、電気料金に関する不用額の理由につきましては、わかりました。

4ページのその下の貸倒引当金繰入額という部分、1,566万8,000円、貸し倒れが少なくなる見込みのためということではありますが、ここも御説明いただければと思います。

○**大津委員長** 鬼澤課長。

○**鬼澤下水道管理課長** ただいまの貸倒引当金繰入額の不用額について、御説明いたします。

貸倒引当金とは、下水道使用料や受益者負担金などの未収金について、回収することが困難と予想される、いわゆる不納欠損額を見積もりまして、決算に穴が開かないように積み立てておくものでございます。貸倒引当金繰入額とは、翌年度の不納欠損に備えまして、その貸倒引当金を積み立てるための予算科目となりますが、平成29年度の決算におきましては、不納欠損額が見込みよりも少なかったことから、貸倒引当金に残額が生じまして、新たに引き当てて積み立てておく金額が少なくて済んだことによりまして、不用額が生じることとなったものでございます。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** 御説明いただきますと、いいこと、努力の結果でありますので、承知いたしました。

次に、その下の下、減価償却費、有形固定資産減価償却費の不用額の事由で、減価償却費が見込みより少なかったためというふうに記載されておりますけれども、1,800万円。この部分について、御説明いただきたいと思います。

○**大津委員長** 鬼澤課長。

○**鬼澤下水道管理課長** 減価償却費の不用額につきましては、予算編成の段階におきまして、次年度に予定される工事の内容及び進捗の見通しをもとに、新設される資産を見積もりまして、予算計上を行っておりますが、工事の進捗などの要因によりまして、見込みを下回る執行となったものでございます。

具体的には、平成28年度の工事が全て年度内に完成する見込みで減価償却費を最大になるように予算額を作成しておりますが、年度内に完成せず、繰り越しになる工事がふえれば、減価償却費が減少することとなります。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** その下の資産減耗費、固定資産除却費に関しまして、2,000万円、固定資産除却費が見込みより少なかったためというふうにあります。除却という部分を含めてちょっとわからないんですけども、御説明いただければと思います。

○**大津委員長** 鬼澤課長。

○**鬼澤下水道管理課長** こちらも減価償却費と同様に、前年度に次年度に予定される工事の内容及び進捗の見通しをもとに見積もるものでございますが、資産減耗費につきましては、改築などを行う際に、除却を行った設備などが計上されるものでございまして、こちらが見込みよりも少なかったために不用額が生じたものでございます。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** 機械の価値がなくなったということによろしいですか。例えば、古い機械が形としてなくなっていくのか、機械としての資産がなくなっていくかという考え方、どちらになるんですか。

○**大津委員長** 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長　こちら、固定資産除却費の除却の意味合いでございますが、浄化センター等の機械設備等の改築におきまして、古いものを撤去し、新しいものに交換したときに、撤去したものについての除却ということでございます。

○大津委員長　黒木委員。

○黒木委員　わかりました。

5ページの営業外費用、消費税及び地方消費税の不用額の部分で、4,525万3,000円と。事由として、消費税及び地方消費税が見込みより少なかったためというふうに記載されております。この部分について、御説明いただければと思います。

○大津委員長　鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長　消費税及び地方消費税の不用額につきましては、予算編成の段階におきまして、次年度に見込まれる課税収入及び課税支出などの見通しをもとにしまして、納付すべき消費税額を見積もって予算計上を行っておりますが、収入及び支出の執行状況によりまして、納付額が見込みよりも少なくなったものでございます。消費税につきましては、予算編成時点では前年度の決算等も出ていない状況ですので、なかなか見積もりが難しい状況ではございますが、過年度の実績等を勘案しながら、適切な見積もりができるように努めてまいりたいと考えてございます。

○大津委員長　黒木委員。

○黒木委員　続きまして、6ページの資料になります。

通告で特別損失についてということを出させていただいております。この資料を見させていただきまして、固定資産の修正額が約6,900万円と、非常に多くなっております。1段目ですね。その理由について、まず御説明いただきたいと思います。

○大津委員長　鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長　ただいまの特別損失詳細のうち、固定資産の修正につきましては、過年度に取得いたしました資産で、追加登録と価格の修正を行う必要があるものについて、取得時にさかのぼって減価償却を行ったものでございます。具体的には、平成27年4月の地方公営企業法適用時に登録しました無形固定資産につきまして修正が生じたものでございまして、こちらにつきまして、過年度分の支出に当たります平成27年度と平成28年度の2年分の減価償却費相当額を、特別損失に計上したものでございます。また、この費用につきましては、現金を伴わないものであり、会計のキャッシュ・フローには影響を及ぼさないものとなっております。

○大津委員長　黒木委員。

○黒木委員　今の御説明を聞きますと、平成27年4月1日から企業会計が始まったと。それなので、平成27年度、28年度分については、この平成29年度の部分で修正として記載してるけれども、これで終わりましたと。平成30年度の決算からは、これだけ大きな金額というのは出てこないという読み方でよろしいのでしょうか。

○大津委員長　鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長　ただいま黒木委員から御説明ありましたとおりでございます。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** 続きまして、水戸市浄化センターにおける消化ガス発電システムの稼働状況とその効果について、通告させていただきました。

資料でも6ページの下段に、水戸市浄化センターにおける消化ガス発電効果という形で記載していただいております。まず、平成26年度から稼働、運転しているというふうに記憶しておりますけれども、稼働の状況とその効果について、まずお伺いいたします。

○**大津委員長** 渡邊下水道施設管理事務所長。

○**渡邊下水道施設管理事務所長** 黒木委員の御質問にお答えいたします。

請求資料の6ページをごらんください。

水戸市浄化センターにおける消化ガス発電装置の稼働による、過去4カ年の発電量の実績を記載しております。

水戸市浄化センターにおける消化ガス発電システムにつきましては、余剰消化ガスの有効利用と温室効果ガスの削減を目的として、平成26年4月に稼働し、発電した電気を処理場内で利用するとともに、発電設備から発生する熱で温水をつくり、消化槽の加温にも利用しております。

稼働状況でございますが、平成29年度における1年間の発電量は、176万9,223キロワットアワーで、水戸市浄化センターで使用した1年間の全電力量659万2,041キロワットアワーの26.8%に相当します。

以上でございます。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** この表を見させていただきますと、発電の電力は非常に安定して、毎年発電しているというのが見てとれます。また、予定よりも少し多めに発電できているというのが見てとれますけれども、この発電量を、例えば東京電力の料金単価で計算した場合の効果、また二酸化炭素の削減という部分で、どのような効果が得られているのか、答弁いただければと。

○**大津委員長** 渡邊所長。

○**渡邊下水道施設管理事務所長** ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

消化ガス発電による効果につきましては、この発電量を東京電力の料金単価で計算すると、年間約3,100万円分の電力料金に相当し、この分が電気代の削減額となります。また、発電に伴う二酸化炭素削減量は、年間877トンとなります。今後も適正な施設の運転管理を行い、安定した消化ガス発電設備の稼働に努めてまいります。

以上でございます。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** わかりました。

今後とも、安定した運転管理を行っていただきながら、この効果を維持していただきたいというふうに申し上げます。質問を終わらせていただきます。

○**大津委員長** 以上で、黒木委員の質疑を終わらせていただきます。

それでは、黒木委員の通告に関連する質疑があれば、発言を願います。

松本委員。

○松本委員 質問者に対して10分だよ。全部で10分ということではないでしょう。

○大津委員長 全部で10分。

○松本委員 全部で10分。そうしたら、この場でしゃべる時間ないね。

それ、通告者に対して10分ずつあるのかと思ったんだけど。そうではなかったのね。

じゃあ、私の質問はどうします、委員長。これちょっと二、三点、簡単な質問なんだけれども、おおむねの中に入れていただいて特別許可をいただければありがたいと思ってるんですけど。

俺、通告者に10分ずつかなと思った。

○大津委員長 全体で10分なんですけど、おおむね10分という中で、簡潔に。

○松本委員 お許しをいただきまして、ちょっと水道の件で、昔の水戸市は下市から発展したんですね。そのときに、笠原水源がほとんど向こうに行っていたんです。そうすると、今の笠原水源の容量というのかな——上が山林だった、今は団地になっちゃったから——その容量、地下水のくみ上げる容量と、あそこにくみに行っているという話がありましたけれども、笠原水源の水は地下水をそのままあそこで蛇口に出しているわけじゃないでしょう。どこかで浄化してるの。だから、普通的水道水と同じでしょう、早い話が。その説明がちょっと足りないような気がする。

と同時に、委託業務はさっき随契と指名ということだったんだけど、工事費は通告がなかったから資料はないんだろうと思うんだけど、その工事費というのは、年間どのぐらい水道事業として使用されているのか。関連にはなりませんか、これは。委託料、随契であるんじゃないですか。だから、下水道工事をやってるときに水道管が邪魔になったとか、布設がえがあるでしょう。そのときに、その土木屋さんが、布設がえをやりますね。これは人間の飲み水ですから、資格のない土木屋さんが布設がえすることに影響なんかはないのかどうか。

これで質問は終わりますから、明快なる答弁をお願いします。

○大津委員長 川原井浄水管理事務所長。

○川原井浄水管理事務所長 ただいま、松本委員より御質問ありました笠原水源について、お答えいたします。

笠原水源の水量に関しましては、現在井戸が2つございまして、1号井戸と2号井戸が笠原神社の下にあります集水ますのほうにつながっております。全体量としては、日量456トンの水量を測定いたしております。また、笠原水源の水道水はどのようにして供給されているかという質問でございますが、笠原水源の岩樋の中に消毒施設を設けて、あそこでポンプで竜頭栓から配水させていただいております。市の給水管とは接続してございません。

○大津委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 松本委員の御質問の工事の契約状況について、御説明をいたします。

先ほど建設工事の状況はいかがかというような話がございまして、1,000万円以上の一般競争入札につきましては、平成29年度で39件、1,000万円未満の指名競争入札につきましては30件。あと随

意契約については49件ございまして、建設工事全体で118件の入札の状況でございます。

○大津委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 次の下水道工事などの随契に伴う水道の資格についてなんですけれども、2級土木施工管理技士を所有していれば、施工現場のほうを管理することが可能となっております。

以上でございます。

○松本委員 水道組合に入らなくてもいいの。衛生上問題ないの。責任問題ないの。だって組合に入ってる水道業者っていうのは、何か資格があるんじゃないの。衛生管理とか、水質の管理資格とか。誰でもできちゃう。

○大津委員長 杉山課長。

○杉山水道整備課長 申しわけございません。ちょっと説明が不足しておりました。

水道施設の工事資格の登録されている会社の中の2級土木施工管理技士を持っているという条件でございます。

○松本委員 衛生管理っていうのは関係ないの。衛生上の問題。資格者がやるのかと思ってた。衛生管理資格者が。

○杉山水道整備課長 給水工事に関しましては、給水工事の指定店という形で登録されているところで、給水工事の資格者を持っている者が必要となっております。

○松本委員 笠原水源というのは要するに、消毒をして出してるんでしょう。1回浄化して、水質検査をして、それを一般市民はわからないから、くみに行っているんでしょう。そういう市民に対する丁寧な説明が足りねえの。だから、あそこは特別地下水が生水だと思っているの、皆。そうじゃないでしょう。

○大津委員長 高橋委員。

○高橋委員 施設管理等委託業務詳細について、関連して質問したいんですが。

その契約の方法については、指名競争または随契と、あとは公募型プロポーザル。3通りあったという説明があったんですが、その内容については1年契約のもの、あとは何カ月か契約のもの、あとは複数年にまたがる契約があると、この資料にあるんですけども、これは何で3通りの方法が複雑化した契約方法になっているんですか。

○大津委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの高橋委員の御質問にお答えいたします。

まず、委託期間につきましては、単年度内、1年未満の契約が基本になりますが、例えば機械警備ですとかになりますと、センサー等投資が必要になりまして、水戸市の条例で長期継続契約というような契約方法ができるものと定められております。例えば、機械警備ですとか、委託ではないですが、コピー機の使用とかも、例えば1つの機器を何年か使用することによって、その期間、契約を継続してできるというような定めがございまして、その適用になるものにつきましては、契約金額の欄の括弧書きにございますようなものが、主に今回ですと機械警備と、先ほどちょっと出しましたが、水道料金等の徴収委託業務につきましては、長期継続契約を採用して行っているところでございます。

○大津委員長 高橋委員。

○高橋委員 この公募型プロポーザルの契約方法については、この資料から判断しますと、5年間になっているんですね。これはなぜ5年間なのか。それと、私も水道業務の中で、この公募型プロポーザルのような契約方法があるというのが、初めてわかったんですけども、このような方法というのは、例えば、これ第一環境株式会社が請負業者になっていますけれども、これに水戸市内で該当する業者というのは、公募型プロポーザルでやったら何社ぐらいになるんですか。

それと、何でこれは5年間にしなきゃならないのかなど。1年間でも契約はできるような気がするんですよ。何でこの5年間のように複雑化しているのかなということなんですが、教えてください。

○大津委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの高橋委員の御質問にお答えをいたします。

今回の水道料金等徴収業務委託の中には、電算業務が入っておりまして、水道の料金徴収に伴って必要となるシステムの開発を含めて、委託をしているところでございます。委員御指摘のように、1年でも多分契約的には可能かもしれませんが、そのシステム改修費が多額になるということで、1つは5年間というような期間を設定しているところでございます。

なぜ、今回公募型プロポーザル方式を採用したのかといいますと、業務の内容につきまして、ある程度の項目を列挙いたしまして、こういった項目が必要なんだけれども、もっとよりよい何か提案はないかというところまで含めて、業務提案型の契約となっております。業務の結果の質を高める場合には、競争入札ではなくてプロポーザルで業者を選定することが望ましいというようなことが、国のほうでも示されていることから、今回プロポーザルで5年間ということで、契約をさせていただいております。

○大津委員長 高橋委員。

○高橋委員 その指名競争、随契、公募型プロポーザルと3つの方法がありましたけれども、こういうものの最大の目的は、いかに水戸市の財政負担を軽減させてやるかと、これが最大の目的なんですよ。この3つの方法でやったんですけども、市の水道部の中でもよく調査、検討をして、やはり市民負担の少ないやつ、水戸市の財政負担のかからないやつ、その方策で、これからもその契約方法については、詳細に検討してやっていただきたいと強く要望しておきます。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 高橋委員さんのほうから今質問があったので、これに関連してなんですけれども、今高橋委員さんの質問の中で、公募型プロポーザル、水戸市でこれに対応できる業者というのは何件あるんだというのがあったでしょう。それ、教えてください。

○大津委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 大変失礼いたしました。

今回のプロポーザルの契約に際しましては、2者の応募がございました。第一環境とジェネッツさんという会社の2者から応募があったということでございます。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 平成29年度2億5,704万円で契約しているわけだよね。5年間で12億8,520万円。これが契約金額になっていて、高橋委員さんのほうからも話があったように、委託することによって、水戸

市水道部の経費の削減、また経営の改革、その他もろもろ、もちろん電算業務の話も今してたけれども、いわゆる公募型で第一環境さんがやって、これは水戸市の水道部の職員さんの仕事を減らすとか、楽するというわけじゃないんだからね。目的を間違っちゃうと、これまずいよね。その辺のところはしっかり受け止めていると思うんだけど、5年契約なので、今までの形と比べてどれぐらいの成果が出ているの。それはもうチェックしてるんでしょう。旧来のシステムと、今回平成29年度、これやりましたよね、これとの違い。例えば、このぐらいの財政的な負担が軽減されているというものを出してるはずだよ。それ、ちょっと聞かせてくれる。

○**大津委員長** 島料金課長。

○**島料金課長** ただいまの渡辺委員の御質問ですけれども、ちょっと資料のほう、今手元にございませんので、調べてから答弁いたしたいと思います。

○**大津委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** 例えば収納率のアップとか、いろいろ意見、質問がありましたよね。要は、これは民間に委託することによって、その機能を活発に動かして、さらに収納率を上げようというようなことでやっているよね。こちらの精算業務とかそういうところはね。やはり、そういうものをきちんと精査しなくちゃいけないのよ。何がこの部分の中で足りないのかとか、前年度とチェックしてみて、精算業務のこの辺の部分をもうちょっとパワーアップしなくちゃいけないとか、そういう考え方とか取り組みをしないと、委託しっぱなしではだめだからね。そういう部分の委託なんだということを、もう一度肝に銘じないと、それを高橋委員さんは言っているんだよ、このプロポーザルのやり方でどうなのか。そういうものをしっかり受け止めないで、ただ単にどっちがいいのかなと、この3つの方法の中で公募型にしたというようなことは——これ2つしかないわけだよ、水戸市の中の業者の中では。緊迫感とかそういうものが薄れてきちゃって、5年やっちゃうとまた継続でいく可能性があるの。長くやればやるほど、楽する部分が見えてくるからね。その辺のところをしっかりと受け止めてちょうだいね。これ、高橋委員の追加でしゃべっているだけだから。いいですよ、もう。

○**大津委員長** そのほか、ありますでしょうか。

袴塚委員。

○**袴塚委員** 今、第一環境の話が出たんですけれども、これを委託するときに、いろいろ効果とかの説明があって、委託のほうに効果があるんだということで、こういう形になったと思うんですが。今回、企業型ということで、水道使用料もこの第一環境の集金業務の中に入るということですよ。そうすると、売上を回収するというのは企業の使命だと思うんですよ。それを民間に委託することが果たして、事業者としての当事者能力にいささかの緩みとか薄れとか。要するに、不納欠損を出さないために、こういうふうな委託会社ということで、あんたら努力してちょうだいねと、こういうことになっていると思うんだよ。その辺の効果が果たして——800万円ぐらい不納欠損額が出てますよね。未収金のためにね。そうすると、その未収金というのは、当然ながら今の債権法の中では年数が決まっちゃっているの、これは想定される金額そのものに対して、やはり水道部として回収の効果を高めるために、どういうふうな指導をしているのか。こういうこともやっぱり委託する側の心得として大事なのではないかというふうに思いますので、それ

もあわせて次回御答弁いただくときをお願いしたい。

それから、先ほどの薬品費の中で、1,575万円という入札差金ということですが、これ先ほどの説明では原油価格がどうのこうのとか、いろんな話がありましたけれども、この中身は本当は何なんですか。というのは、この薬品費で原油価格が変わって、こんなに差金が出るということは、私としてはちょっと納得しがたい部分がある。入札差金だとすれば、逆に言うと、当初の予算というのは、本当にこの薬品費の正規の金額を想定しながら、この金額を決められて入札に挑んだのかどうかという疑問が生じる。この辺については、何かございますでしょうか。

それと、もう1つ。工事請負費の中で、鉛管解消がどうも順調にいかなかったという御答弁があったかと思えます。これについては、水道部さんの場合には水道部古来の中で、70年長寿命化ということで、アセットマネジメントをやって、年次的にこういうふうにやりますということで、最終目標を決めてたわけですよ。そういう中で、この鉛管の解消というのは、逆に言うと、飲料水になって、たとえ宅内であっても、健康被害とかそういうことからすると、喫緊の課題だと思うんですよ。この辺については、マネジメントの計画と、それから人の被害を考えると、やっぱりその時間を押しても、こんなふうに残さずに当初計画どおり進めるべきではなかったかと、このように思うんですが、この辺についてお考えをいただければと。

○**大津委員長** 川原井浄水管理事務所長。

○**川原井浄水管理事務所長** 袴塚委員の薬品費につきましての御質問です。

私どもの御説明が不十分だったかと思いますが、平成29年度の予算見積もりは、平成28年度時点で行っております。その時点での原油価格が高ければ、平成29年度——薬品は原油からつくっております。それなので、見積もり時の原油価格が高ければ、当年度の原油が下がっていれば原価が下がるということで、入札差金、要はメーカー、業者での単価が下がりますので、差金が生じたというような説明が足りませんでした。

申しわけありませんでした。

○**大津委員長** 袴塚委員。

○**袴塚委員** 私もあんまり頭良くないので、すみません、平成29年度の原油は、そんなに30%も下がるぐらい安くなっちゃったんですか。というのは、僕らがガソリンを入れている感覚からすると、30%も増減したっていう、そんな変動がなかったような気がするんですけど、これはほかに何か要因がないですか。薬品を原油からつくるよというのは、それはよく理解——そうだよ。材料として原油を使ってるんだと。だから原油価格が下がったから、薬品費も下がっちゃって、当初6,000万円予定で出したが1,575万円少なくなっちゃったんだよということなんだけれども、30%原油が下がったということは、ここ近年の経済状況の中ではないのではないかと。こういうふう思うんですが、いかがでしょうか。

○**大津委員長** 川原井所長。

○**川原井浄水管理事務所長** 再度、原油の価格変動とその他を調査しまして、後日報告したいと思います。

○**大津委員長** 工事請負費について、梶山給水課長。

○**梶山給水課長** 袴塚委員の鉛製給水管の解消工事に関してなんですけど、確かにお客様との折衝で時間がかかったりもしまして、去年はこういう結果になってしまいました。それを踏まえまして、今年度は折衝に時

間がかかるお宅とか、そういうところを飛ばしながら、飛ばしたと言っても後でやらないということではないんですが、継続的に折衝、また所在を確認しながら今年度はやっていくような形をとらせていただいております。

○大津委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 さっき、所在という言葉が出たんだけど、これなじまないと思うんですよ。だって、所在がわかっているから予算化するんですよ。どこの誰さんのうちに鉛管が入っているよと。したがって、それを交換する、その件数が何件あるからこれだけの費用が必要ですよという積算をする。このときに、所在というのがどういう意味なんだかわかんないけれども、そこに使っているのか使っていないのかわからない中で、予算を組んでいるということではないですよ。わかっているんだよね。わかっているとすれば——なぜ早くやってほしいということを言っているかということ、今は余り騒がなくなったけれども、この当時、鉛管というのは溶け出して、非常に健康に問題がある。したがって、この鉛管については早急に解決しないと、水戸市民の健康に安心・安全の水から被害が及ぶような結果になっちゃうよ、だからきちんとやれと、こういうことでスタートしたはずなんですよ。そうすると、例えば平成29年度の12月ごろに予算どりをしているとすると、平成30年度というのはもう相当前もってお宅とコンタクトをとりながら、もう朝な夕なに電話をしながらやっていかないと、僕は同じ結果になっちゃうと思うんですよ。ですから、その辺の努力の仕方というのは、日ごろの——第一環境さんがだめだということを言っているわけじゃないですよ。検針のときに、鉛管のお宅はわかっているんだろ。検針のときに鉛管の交換をしたい、連絡先はここです、連絡ください、いつごろお帰りだったら、例えば水道部のほうから連絡入れます、このぐらいの努力をしていただかないと、やっぱり安心・安全な水——皆がペットボトルから水を飲むようになっちゃったんでは困るわけですから。ぜひ、そこのところはもう少し真剣にやってほしい。お願いします。

○大津委員長 答弁はよろしいですか。

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 以上で、黒木委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、次回の委員会は、明日午前10時から開会したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時27分 散会